2022年度
第4回業務委員会
資料№5

2022年11月29日

経過措置指定団地の2022年9月解除並びに12月及2023年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2022年9月	2022年9月1日	2022年9月1日時点（2022年8月生産動態統計BASE）			2022年12月1日	2022年12月1日見込（2022年9月生産動態統計BASE）			2023年3月1日	2023年3月1日見込（2022年9月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−6 3.5%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−31 18.0%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 568 9.0%	*4.5%* 27 3.0%	595 8.3%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 567 9.0%	*4.5%* 27 3.0%	594 8.2%	*0* *0* 5 9.3%	*1* 572 9.0%	*3.7%* 22 2.6%	594 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−72 41.9%	*1* *6* 1 6.3%	*49* 1,580 25.1%	*22.4%* 457 50.2%	2,037 28.2%	*0* *4* 0 0.0%	*45* 1,578 25.0%	*22.5%* 457 50.4%	2,035 28.2%	*12* *4* 13 24.1%	*53* 1,591 25.0%	*21.8%* 444 52.1%	2,035 28.2%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−3 1.7%	*0* *2* 0 0.0%	*29* 545 8.6%	*16.7%* 109 12.0%	654 9.1%	*0* *2* 0 0.0%	*27* 546 8.7%	*16.6%* 109 12.0%	655 9.1%	*3* *8* 6 11.1%	*22* 552 8.7%	*15.7%* 103 12.1%	655 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−16 9.3%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 276 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	276 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 276 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	276 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 276 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	276 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−26 15.1%	*2* *1* 15 93.8%	*31* 786 12.5%	*20.8%* 207 22.7%	993 13.8%	*0* *2* 1 33.3%	*29* 787 12.5%	*20.7%* 206 22.7%	993 13.8%	*2* *7* 21 38.9%	*24* 808 12.7%	*18.6%* 185 21.7%	993 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−39 22.7%	*0* *0* 0 0.0%	*16* 571 9.1%	*3.9%* 23 2.5%	594 8.2%	*0* *0* 1 33.3%	*16* 571 9.1%	*3.7%* 22 2.4%	593 8.2%	*2* *9* 6 11.1%	*9* 577 9.1%	*2.7%* 16 1.9%	593 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−4 2.3%	*0* *4* 0 0.0%	*11* 326 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	349 4.8%	*1* *0* 1 33.3%	*12* 327 5.2%	*6.3%* 22 2.4%	349 4.8%	*0* *4* 1 1.9%	*8* 328 5.2%	*6.0%* 21 2.5%	349 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	4 −2.3%	*0* *0* 0 0.0%	*34* 1,112 17.6%	*5.2%* 61 6.7%	1,173 16.3%	*0* *0* 0 0.0%	*34* 1,112 17.6%	*5.2%* 61 6.7%	1,173 16.3%	*1* *10* 2 3.7%	*25* 1,114 17.5%	*5.0%* 59 6.9%	1,173 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	21 −12.2%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 202 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	203 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 202 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	203 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 202 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	203 2.8%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	<減少率= 7,380 100.0%	−2.3%> −172 100.0%	*3* *13* 16 100.0%	*172* 6,301 100.0%	*12.6%* 910 100.0%	7,211 100.0%	*1* *8* 3 100.0%	*165* 6,301 100.0%	*12.6%* 907 100.0%	7,208 100.0%	*20* *42* 54 100.0%	*143* 6,355 100.0%	*11.8%* 853 100.0%	7,208 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

*赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

*赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）

【出典：生産動態統計 ほか】

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　４　年　１　０　月　２　１　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和４年度第１四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
　上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和４年４月から６月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

（1）対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　５事業者　５供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　８６事業者　１９４供給地点群

（2）事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和４年４月から６月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の以下の情報を収集した。

① 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）
② 家庭用におけるガス販売量及び販売額を前提として算定した販売単価（月次）

２．調査結果

　本件対象期間における、①各月ガス小売料金の前月との比較、②各月販売単価の前年同月との比較を行い、検証・確認を行った結果、原料費調整による値上がりはあるが、合理的でない値上げは認められなかった。

2022年度
第4回業務委員会
資料№7-1

コミュニティーガス認知度向上ポスター（製作依頼案）

サイズはＡ２版（４つ折りでＡ４サイズ）
作成枚数は、10,000 枚。（前回同様）

脱炭素化社会に備える!!

コミュニティーガス

（サステナブルな社会に貢献しています）

（旧簡易ガス）

ポスターのデザインはコンペで！
スーパーマンに扮した“ほのまる”が紹介する

脱炭素社会に備えるコミュニティーガス

1. コミュニティーガスの原料のＬＰガスはクリーンな一次エネルギーです。
 ① ＬＰガスは温室効果ガス排出原単位が小さい。
 ② ＬＰガスは第２の温室効果ガスといわれる燃焼時の微小粒子（ブラックカーボン）が少ない。
 ③ ＬＰガスは劣化しないので、非常用備蓄燃料に適している。
 ④ ＬＰガスはオゾン層破壊の心配がない。

2. コミュニティーガスは配送時の CO2 排出量が戸別供給に比べ少ない。
 ① ＬＰガスは特定供給設備（ボンベ庫またはバルク貯槽）に配送され、ご家庭には導管で供給しています。（それぞれのご家庭に配送する戸別配送に比べ、配送距離が短縮されています。）
 ② また特定供給設備の在庫を最適なタイミングで補充することにより、過剰配送による CO2 発生を抑制しています。

3. コミュニティーガスは予備在庫があり、万が一配送がストップしても数日間は大丈夫。
 ① コミュニティーガスは、戸別供給と同様にガスの在庫が５０％程度になると在庫の補填を行っています。そのため、災害等により供給・配送に支障が生じても、数日間は対応可能です。

（一社）日本コミュニティーガス協会

2022年度
第4回業務委員会
資料№7-2

2022/11/15

第３回業務委員会後アンケート　ポスター（案）について

- 作成すると情報を盛りだくさんにしたくなりますが、掲示する場面を考えると、じっくり見ることをあまり期待出来ないので、パッと見た目がわかりやすい事が重要と思います。

- ２．の文章が長いので、「最適な在庫管理で、過剰配送による CO２発生を抑制しています」とか、短い方が良いかと感じます。

- 赤字の記載以外の内容になるのですが、「2.コミュニティーガスは配送時の CO2 排出量が個別供給に比べ少ない。」の内容ですが、バルク供給の場合は個別供給も効率的に行っているので一度に運ぶ意味では CO 排出量は同じではないでしょうか。個別供給との差は導管供給により各家庭への配送の必要が無い部分にあるように思いました。

- 脱炭素化に向け、コミュニティーガスの特徴をまとめられていますが、絵や色彩をとりいれて、クリーンなエネルギーのイメージを強調されたらいいと思います。また、ＣＯ２排出量の比較をするためにグラフ等を用いてみれば、わかり易くなると思います。

- 2.は集中プロパン供給方式のボンベ一括交換やタンクローリーで配送することでガスの補充は効率的・・・位で良いのではないでしょうか？バルク車と言ってもお客様は理解出来ないと思います。

- コミュニティーガスは配送時の CO2 排出量が個別供給に比べ少ない。
 【ボンベ庫の場合には半数にあたるガスボンベを一度に交換するよう計画しています。また、バルク貯槽の場合には在庫を管理し、必要に応じバルク車で充填することで、ガスの補充を効率的に行っています。これらにより配送によるＣＯ２排出量を低く抑えています。】に関して

 ➡液石供給を否定するような表現は避けつつも、戸別供給に比べて少ない配送で済むため、配送による CO2 排出量を抑えていることを示した方がわかりやすいと思いました。また、コミュニティーガスの供給形態についてイラストでの説明があると更にわかりやすいと思います。

 （例）　戸別供給の場合、軒下にボンベまたはバルク貯槽を設置し供給いたしますが、コミュニティーガスは LP ガスを特定供給設備（ボンベ庫またはバルク貯槽）にまとめて貯蔵し導管で供給していますので、効率的にガスの補充を行い配送によるＣＯ２排出量を低く抑えています。

- 特にございません。良いと思います。（同趣旨５通）

以上

【序章 ver.11】

序章　コミュニティーガス事業とは

～「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売～

「コミュニティーガス事業」とは「旧簡易ガス事業」について（一社）日本コミュニティーガス協会が定めた愛称です。

コミュニティーガス事業には「ガス事業法」が適用されます。同じ液化石油ガス（プロパンガス）を販売する事業でも「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）」が適用される場合と「ガス事業法」が適用される場合があります。

それでは「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売とはどのような事業でしょうか？ガス事業法の規定によれば、コミュニティーガス事業は、ガス事業のうち「一般の需要」に応じ、「政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）」において「ガス」を発生させ、「導管」によりこれを「一の団地」内において「７０以上」の「供給地点」に供給する「ガス小売事業」となります。

コミュニティーガス団地の代表的な例

戸建住宅団地型

写　真

集合住宅団地

写　真

1．コミュニティーガス事業は「一般の需要」に応じガスを供給する事業です。

1.1. 「一般」とは不特定多数をいいます。何をもって不特定といい、多数というかは、社会通念上決せられるべき性質のもので、ガスを最終的に使用する者は原則として「一般」に当たります。

1.2. 「一般的な需要」には当たらない例として、ガスを最終的に使用する者に対する供給であっても、例えば自己（ガス小売事業者）の社宅に対する供給のように自家消費と同等のものとみなすことが出来る場合や、自己（ガス小売事業者）の子会社に対する供給のように供給者と使用者の間に密接な関係があるような場合には、その供給はその特別な関係に基づいて行われるものであり、不特定多数に対する供給とはならないとされています。

したがってこれらの場合には「一般の需要」に応じてガスを供給する事業には該当しませんので、ガス事業法は適用されません。

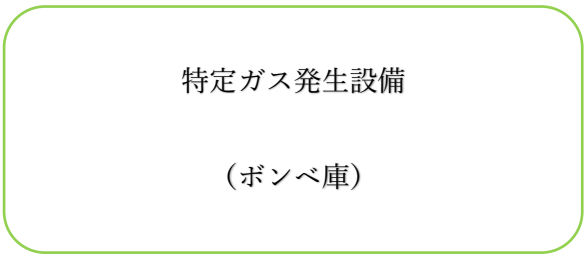
2. コミュニティーガス事業は「特定ガス発生設備においてガスを発生させ」て供給する事業です。

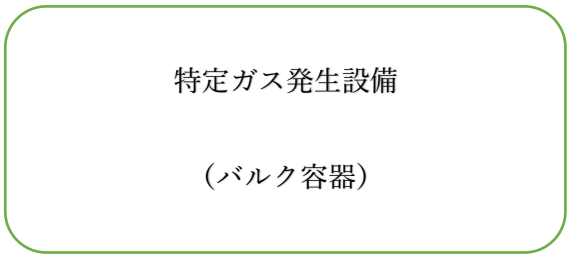
2.1. 「特定ガス発生設備」とは、高圧ガス保安法又は液石法に規定する規格又は技術上の基準に適合する**容器**（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの**集合装置**及び当該容器に附属する**気化装置**（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）です。

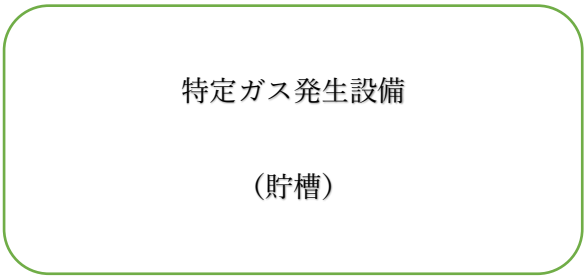
【注】 “高圧ガス保安法又は液石法に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器”とは

- ✧ 高圧ガス保安法
 - ✓ 第８条第１号又は第２号の技術上の基準に適合した容器
 - ✓ 第１６条第３項の技術上の基準に適合した容器
 - ✓ 第４４条第４項の規格に適合した容器
- ✧ 液石法
 - ✓ 第３７条の技術上の基準に適合した貯槽及びバルク貯槽

2.2. そのガスは一般的には液化石油ガスですが、圧縮天然ガスも含まれますので、本書では「液化石油ガス等」とします。







様々な特定ガス発生設備

3. コミュニティーガス事業は液化石油ガス等を「導管により」供給する事業です。

3.1. 「導管により」供給するとは一の供給設備から２以上の「供給地点」に導管を用いて供給することです。

3.2. 一方「液石法」に規定されているのは「一般消費者等に対するＬＰガスの販売（以下略)」ですから、容器に充填して販売する、戸別に容器を設置して販売する、１つの供給設備から複数の戸建住宅に導管でガスを供給して販売する、あるいは集合住宅に容器を設置して導管で各戸に販売するなど様々な販売方法があります。

3.3. この内、複数の戸建住宅に導管でガスを供給し販売する、あるいは集合住宅の各戸に対し導管でガスを供給し販売する場合は「導管による２以上の供給地点に対するガスの供給」となりますので、「ガス事業法」との境界が問題になります。

3.4. その境界は、前文に記載したとおり、「一の団地」内において「導管」によりガスを供給する「供給地点」が「７０以上」かどうかです。では、「一の団地」「供給地点」「７０以上」はどのように判定するのでしょう。以下説明していきます。

戸別供給（イラスト）

【戸別供給】

１の供給設備から１の需要場所にガスを供給

⇒　ガス事業法の対象外

複数地点供給（イラスト２種類）
１の供給設備から戸建２戸
１の供給設備から集合２戸

【複数の需要場所に対する供給】

１の供給設備から２以上の需要場所にガスを供給

⇒　ガス事業法の対象になるかも？

4. 「一の団地」は「導管の敷設方法」で区域が変わります。

4.1. 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域です。

4.2. その区域は、「導管の敷設方法」によって変わります。「導管の敷設方法」は次の 2 つに区分され、対応する「一の団地」の区域が定められています。

4.2.1.「道路を横断又は並行している導管」
＝戸建住宅団地の本・支管のように道路下に埋設されている導管。

供給地点をつなぐ一連の導管が、一部でも**「道路を横断又は並行している導管」**を使用している場合は、「街区方式による住居表示」が実施されている地域では「町又は字」が「一の団地」となります。

この**「道路を横断又は並行している導管」**により、ガスを供給する供給地点を、本書では**「町字（まちあざ）供給地点」**と呼びます。

戸建住宅団地 70 戸「道路を横断又は並行する導管」によるガスの供給（イラスト）

【解説】「街区方式による住居表示」とは？

（注）　以下の住居の表示方法の例で、白抜きの記号（〇、△、□等）は地名を、黒塗りの記号（■、▲、●等）は数字を表しています。

「街区方式による住居表示（以下「街区方式」という。）」の場合には、一般的に次のように表示されます。

「〇〇市△△■丁目▲▲番●●号」

「〇〇市△△町(字□□)▲▲番」

一方、住居表示が実施されていない場合（以下「従来方式」という。）の代表的な住居表示は次のとおりです。

「〇〇市△△町(字□□)▲▲▲▲（番地）」

「〇〇市△△町(字□□)▲▲▲▲番地の●●」

ただし(字□□)や（番地）は表示されないことが多いため、街区方式との違いは明確ではありません。

実務では市町村に「街区方式による住居表示」実施の有無を確認してください。（HP に掲載されている場合があります。）

（図表）　千葉市区別町名一覧表（千葉市の HP から転載）

⇒　住居表示整備地区・未整備地区が判る。

（図表）　京成電鉄千葉寺駅付近の地図（yahoo 地図？から転載）

⇒　京成線千葉寺駅の北側が住居表示未整備地区

千葉寺駅前交番の住所：千葉市中央区千葉寺町 1194 番地の 4

⇒　京成線千葉寺駅の南側が住居表示整備地区

千葉寺保育園の住所　：千葉市中央区末広 4 丁目 14 番 3 号

【解説】「道路を横断又は並行している導管」によりガスを供給する場合

「道路を横断又は並行している導管」によりガスが供給される住宅群でイメージされるのは、戸建住宅団地、戸建住宅と集合住宅の混合型団地そして大規模な集合住宅群です。

これらの場合「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目」や「△△町字□□」が、「従来方式」の場合には「△△町」や「△△町字□□」が「一の団地」の範囲となります。

この「△△■丁目」、「△△町字□□」あるいは「△△町」の中で、70 以上の「町字供給地点」に同一事業者がガス供給を行えば「ガス事業法」が適用され「ガス小売事業」となります。

例えば３０戸×２棟の集合住宅が道路を隔てた同一町字内に建設され、一方に２棟分の供給設備を設置し、他方には道路を横断する導管によりガスを供給すれば、この２棟は「道路横断している導管」による供給となり、供給地点は全て町字供給地点となります。この２棟だけであれば町字供給地点は６０地点ですが、この集合住宅にガスを供給している事業者が、同一町字内で別の供給設備から「道路を横断又は並行している導管」を使用して１０戸に供給している戸建住宅群（以下、「小規模導管供給」という。）にガスを供給していると、同一町字内の町字供給地点が７０となります。町字供給地点が７０地点以上となった時点でガス事業法が適用され「団地」としてガス小売供給の登録が必要となります。

１つの供給設備から供給される供給地点の数が７０以下であれば、それだけでガス事業法が適用されず、液石法が適用される訳ではありません。あくまでも「一の団地」内で供給地点が７０以上か否かが判断基準となりますのでご注意ください。

前段（３０戸の集合２棟が道路を横断又は並行する導管により供給、液石法適用）

後段（上記の状態から、小規模導管供給１０戸が新築追加。ガス事が適用）

「道路を横断又は並行しない導管」

＝集合住宅の導管や敷地内の住戸をつなぐ道路に埋設されていない導管。

供給地点をつなぐ導管が全て「道路を横断又は並行しない導管」の場合は「街区方式による住居表示」が実施されている地域では「街区」が「一の団地」となります。また「街区方式による住居表示」が実施されていない地域にあっては「これに類する区画」となります。

この**「道路を横断又は並行しない導管」**により、ガスを供給する供給地点を、本書では**「街区供給地点」**と呼びます。

集合住宅７０戸（ガス事適用）と離れた街区の集合住宅６９戸（液石法適用）

「道路を横断又は並行しない導管」によるガスの供給（イラスト）

【解説】「道路を横断又は並行しない導管」によりガスを供給する場合

「道路を横断又は並行しない導管」によるガス供給がイメージするのは、アパート・マンション等の集合住宅です。また、同一街区内や同一敷地内で、導管により２戸以上の戸建住宅（供給地点）に供給する場合も「道路を横断又は並行しない導管」による供給となります。

これらの場合「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目▲▲番」や「△△町▲▲番」が、「従来方式」の場合には「これに類する区画」が「一の団地」の範囲となります。

この「△△■丁目▲▲番」、「□□町▲▲番」あるいは「これに類する区画」の中で、70 以上の「街区供給地点」に同一事業者がガス供給を行えば「ガス事業法」が適用され「ガス小売事業」となります。

住居表示が「従来方式」の場合の「これに類する区画」については、令和元年８月１日ガス市場整備室発「事務連絡」及び同室作成の解説資料（後掲）を参照してください。この場合も供給設備の数は問いません。「一の団地」内の供給地点の数が７０以上か否かで判断します。

例えば、同一事業者が同一街区内で、それぞれが独立した供給設備を持つ１棟２０戸のアパート４棟にガスを供給している場合には、「一の団地」内の「街区供給地点」数が８０となり、ガス事業法が適用されます。

ガス事業法改正後令和元年７月末までの「これに類する区画」区分（イラスト）

不要か？

令和元年８月１日以降の「これに類する区画」区分（イラスト）

上記の区分は、あくまでも「街区方式」による住居表示がなされていない場合のみ適用されます。
「街区方式」による住居表示がなされている場合には、「街区」が優先されます。

【解説】ガス事業法改正前後の取扱い

繰り返しになりますが、「町字供給地点」は、「街区方式」の場合には「△△■丁目」や「△△町」が、「従来方式」の場合には「△△町」や「字□□」が「一の団地」の範囲となります。

また「街区供給地点」は、「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目▲▲番」や「△△町▲▲番」が、「従来方式」の場合には「これに類する区画」が「一の団地」の範囲となります。

このルールは平成２９年４月１日のガス事業法改正以前に計画・実施されていたものには適用されません。それ以降に計画・実施され移動があった場合に適用されます。

例えば平成２９年４月以前に、既に同一町字内で、「道路を横断又は並行している導管」により、合算して７０以上の供給地点に供給していた場合には、その同一字内で平成２９年４月以降に新たな「町字供給地点」の移動がなければ、ガス事業法は適用されません。

その後、「町字供給地点」が増減いずれの場合でも移動した場合には、その字内の既存の「町字供給地点」と合算して７０以上であれば、新たな供給地点群として「ガス小売事業」の登録を申請するか、すでにガス小売事業の登録がされている場合には変更登録の申請をすることになります。

また、同一町字内で７０戸に満たない「道路を横断又は並行している導管」によるガス供給を行っていた事業者が平成２９年４月以降に新たな「道路を横断又は並行している導管」によるガスの供給を計画・実施した結果、「町字供給地点」が合算して７０地点以上となった場合には、新たな供給地点群として「ガス小売事業」の登録又は変更登録を申請することとなります。

「街区」又は「それに類する区画」における「街区供給地点」についても同様に取り扱います。



イラスト

平成２９年３月までに小規模導管供給が合わせて８０戸（液石法適用）



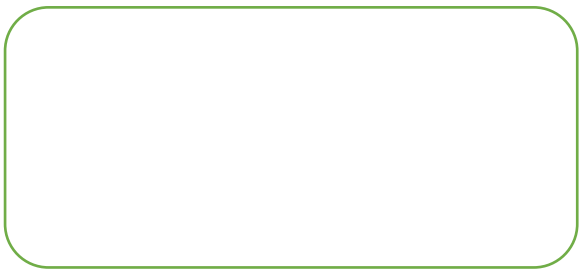
平成２９年４月以降も小規模導管供給が合わせて８０戸（液石法適用）



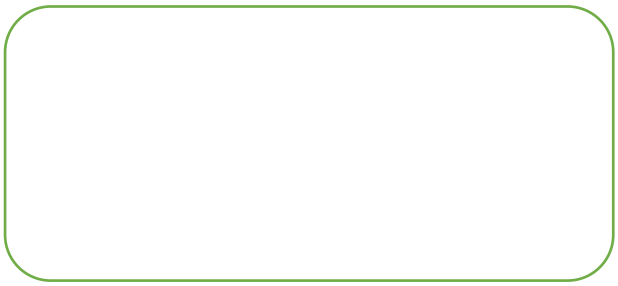
その後、小規模導管供給が１０戸減少して７０戸（ガス事適用）

4.3. 複数の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となる場合

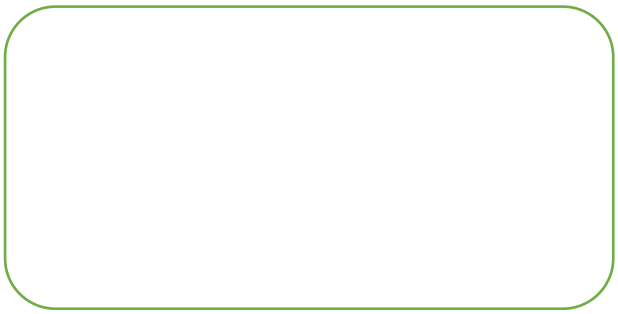
集団的に住宅等を建築し、又はしようとする地域が、隣接する 2 以上の「町」若しくは「字」又は「街区またはこれに類する区画」にまたがる場合は、当該 2 以上の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となります。さらに集合住宅のブランド、土地所有者等によっては、 2 以上の隣接する区画が「一の団地」となる場合もあります。特に隣接する街区で幾つかの集合住宅にガスを供給している事業者はご注意願います。



2 の町字に渡る住宅計画 70 戸
＋計画外の小規模導管供給 20 戸
（90 戸がガス事）



街区の隣接（一つの街区の周囲
8 街区が隣接に該当）



街区の隣接（一つの街区の周囲
4 街区が隣接に該当）

【解説】同一区画内で「道路を横断又は並行している導管」によるガス供給と「道路を横断又は並行しない導管」によるガス供給の双方を行っている場合

➡「町字供給地点」と「街区供給地点」は全く別のものであり、合算はしません。

同一区画内に、同一事業者の「道路を横断又は並行している導管」による供給地点（＝町字供給地点）と「道路を横断又は並行しない導管」による供給地点（＝街区供給地点）が存在していても、「**混合型団地**（後述）」でなければ供給地点の数は合算されません。「町字供給地点」と「街区供給地点」は、「ガス事業法」では全く別のものです。仮に、同一事業者が同一字内で「町字供給地点」６９地点と「街区供給地点」６９地点にガスを供給していても、また同一事業者が同一街区内で「町字供給地点」６９地点と「街区供給地点」６９地点にガスを供給していても（それほど広い街区はないと思いますが）ガス事業法は適用されません。ただし、一つの供給設備から戸建住宅と集合住宅双方にガスを供給する「**混合型団地**」の場合には、道路を横断又は並行する導管によりガスを供給しているか否かにより「一の団地」の区域を確認し、同じ種類の供給地点の数を数えて判断してください。

A） 小規模導管供給 69 戸と同一町字に集合住宅 69 戸（液石法適用）

B） 集合住宅団地６９戸と同一街区に小規模導管供給 10 戸（液石法適用）

C） ① 平成２９年３月までに同一町字内に小規模導管供給が合わせて 69 戸（液石法適用）

② 平成２９年４月以降も同一町字内に小規模導管供給が合わせて 69 戸（液石法適用）

③ その後、同一町字内の１街区に集合住宅が６９戸新設（小規模導管供給及び集合住宅ともに液石法適用）

④ さらにその後、同一町字内に小規模導管供給が１０戸増加して７９戸
（小規模導管供給のみがガス事業法適用、集合住宅６９戸は液石法適用）

【解説】旧法に基づく既設団地が存在する場合の取扱い

平成２９年４月１日の時点で改正前のガス事業法により既に簡易ガス団地として認可を受けていた供給地点群は合算されません。この団地の導管を延長して新たな供給地点にガスを供給する場合には、既設団地の変更の申請（軽微な変更でない場合）または届出（軽微な変更の場合）が必要となります。多くの場合、供給計画の変更届も提出することとなります。

また料金規制経過措置指定団地の場合には、経済産業大臣（委任により管轄する経済産業局長）あて変更の申請を行い、許可を得る必要があります。

（イラスト）　改正前簡易ガス団地から導管を伸ばして供給地点を増加する。

また、既設の団地とは別に独立した供給設備から導管によりガスを供給するのであれば、導管の種類により「一の団地」の区域を確認し、既設団地を除いて、同じ種類の供給地点の数を数えることとなります。

（イラスト）　改正前からの旧簡易ガス戸建団地（町字供給地点）と
同一町字内に新設の小規模導管供給６９戸（液石法適用）

（イラスト）　改正前からの旧簡易ガス集合住宅（街区供給地点）と
同一街区内に新設の集合住宅６９戸（液石法適用）

5. 「供給地点」の数はメーター設置の有無だけでは決まりません。

5.1. 「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点（＝需要場所）をいい、取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点です。したがって、まず「需要場所」であるかどうかを判断し、「需要場所」の数を数えることとなります。

5.2. ガスメーターの数で供給地点の数が決まるわけではありません。例えば、ガスメーターが１個しか設置してなくても、その先に「需要場所」が７０室あれば、供給地点は７０であり、ガス事業法が適用されます。導管でガスを供給する各戸・各室が需要場所に当たるか否かを判断する必要があります。

5.3. 原則として独立した区画（室・戸）にガス配管が設置されていれば「需要場所」となります。

5.4.　さらに、ガス小売供給約款（当協会作成の一例）には次のとおり記載しています。

―　ガスメーターの設置　―

当社は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。この場合、1構内をなすものは1構内を、又、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。

①　マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住戸と認められる場合には、各1戸を1需要場所とする。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

(ｲ)　各戸が独立的に区画されていること

(ﾛ)　各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

(ﾊ)　各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

②　店舗、官公庁、工場その他

1構内又は1建物に2以上の会計主体が異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とする。

③　施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」という。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱う。

上記の規定により、「需要場所」にはそれぞれガスメーターを設置することになりますので、原則として「需要場所」の数とガスメーターの数は一致することになります。

【解説】ガスが配管される区画は７０以上だが、料金は一括して支払われる場合

問い合わせで「従業員用の寮で各室にキッチンとユニットバスを設置するが、ガス代は会社が負担し、従業員からは寮費のみを徴収する。ガスメーターは1棟に1台のみ。ガスを供給する部屋数は７０以上だが、液石法を適用することで良いか？」とか、「戸建の貸別荘地に導管供給するが、別荘利用者には管理料のみ請求し、戸別に光熱水道費を請求することはない。ガス料金は別荘の運営事業者が一括して支払うのでガスメーターは1台のみ設置することで考えている。供給戸数は７０以上だが液石法を適用することで良いか？」というものがありました。

これらの場合については、各室又は各戸にガス管が配管されていますので、ガスメーターの設置如何に関わらず、それぞれの室又は戸が「需要場所」となります。「需要場所」が７０以上ですので、ガス事業法が適用されるか否かは、これらのガス供給が「一般の需要」に該当するか否かによることとなります。「一般の需要」か否かの判断は具体的な事案に基づいて行うことになりますので、判断に悩まれる場合には、事前に管轄当局に相談することをお薦めします。

「一般の需要」であり、ガス事業法が適用されると判断されれば、1需要場所につき1ガスメーターの設置が原則となります

5.5. 「１需要場所、１メーター、１契約」

ガス事業法では、いわゆる「一括受ガス」は認められていません（違反した場合には罰則の対象となり得ます。）。そのためガス小売供給約款には、必ず上記 5.4 のガス供給約款（協会作成の一例）の文章を記載し、１需要場所につき１メーターを設置するとともに、１メーターごとに１契約とすることが原則です。

【解説】「一括受ガス」について

「一括受ガス」については、「ガスの小売営業に関する指針」の「２．営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等」の「(1)ガス事業法上許容されない営業・契約形態」の「ア　一括受ガスについて」及び「(2)ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為」を参照願います。

6. 供給地点の「数」を数えるとき、配管されていない区画も、関係会社の供給地点も数えます。

6.1. 「供給地点の数」とは「供給地点」の総数をいいます。区画として計画されているが、まだ配管されていない区画も供給地点として数えます。ガス事業法は事業者ごとに適用されますので、供給する事業者が異なれば、同一の区画内にあっても合算する必要はありません。ただし、関係会社は同一の事業者とみなされますので、関係会社の供給地点は合算しなければなりません。

【解説】関係会社とは、会社法に定める子会社等及び親会社等が次の関係にある場合をいいます。いずれかが自然人である場合もあります。

① 子会社等
② 親会社等
③ 親会社等に準ずるもの
④ 親会社等の子会社
⑤ 親会社等に準ずるものの子会社等

6.2. 4.3 の【解説】に記載していますが、戸建団地に代表される「町字供給地点」と、集合住宅に代表される「街区供給地点」は、同一区域内で同一事業者が供給していても合算しません。「町字供給地点」と「街区供給地点」はガス事業法上全く別のものです。

【解説】「町字供給地点」と「街区供給地点」は本書で使用している名称です。

「町字供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の一部に「道路を横断又は並行する導管」がある場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「町字供給地点」という。

「街区供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の全てが「道路を横断又は並行しない導管」である場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「街区供給地点」という。

7. ガス事業法の適用外として液石法が適用されるガス供給は以下のとおりです。

これまでガス事業法が適用される場合につき説明してきました。これまでの説明から以下の 7.1～7.3 の場合にはガス事業法は適用されず、液石法が適用されることとなります。7.3 及び 7.4 の場合は、2017 年３月までに認可され、現在も登録している旧簡易ガス団地の供給地点を除いて供給地点数を数えます。

7.1. 自己の社宅に対する供給や自己の子会社に対する供給のように「一般の需要」に該当しない供給にはガス事業法は適用されません。

7.2. 戸別供給（１の供給設備から１の需要場所にガスを供給するもの）は、ガス事業法でいう導管供給ではなく、ガス事業法の対象外です。供給地点として数える必要はありません。

7.3. 「町又は字あるいはこれに類する区画」内で、自社及び関係会社の「町字供給地点」の合計が６９以下、かつ隣接する「町又は字あるいはこれに類する区画」において関連する「町字供給地点」がない場合、あるいは関連する「町字供給地点」を合算しても６９以下の場合。

7.4. 「街区又はそれに類する区画」内で、自社及び関係会社が供給する「街区供給地点」が６９以下、かつ隣接する「街区又はそれに類する区画」に関連する「街区供給地点」がない場合、あるいは関連する「街区供給地点」を合算しても６９以下の場合。

7.5. 7.3 及び 7.4 において、隣接する区画で行っているガス供給が、関連する供給に当たるか否かの判断について悩まれる場合は、弊協会支部または本部業務部までお問い合わせください。

【参考】

導管の種類 （供給地点の仮称）	供給地点群の イメージ	「一の団地」 の範囲	住居表示方式による表示例	
			街区方式	その他の方式
道路を横断又は並行 している導管 （町字供給地点）	戸建住宅群 戸建集合混合型 大規模集合住宅群	町又は字	△△■丁目 △△町字□□	△△町字□□ △△町
道路を横断又は並行 しない導管 （街区供給地点）	アパート マンション ２世帯住宅等	街区 又はこれに 類する区画	△△■丁目▲▲番 △△町▲▲番	左記に類する区画、 （令和元年８月１日 の事務連絡）

2022年度
第4回業務委員会
資料№8-0-1-2

2022/11/11

第３回業務委員会後のアンケートまとめ＜序章＞

- （全体）対象先が一般の人、コミュニティーガスに精通していない人を対象とするのであれば、もう少しわかりやすい言葉とイラスト、挿絵があった方が良いかと思います。
- （全体）Ｐ20-Ｐ23 のコミュニティーガス事業の特徴について、
 特定ガス発生設備等の特有な言葉が並んでおり、具体的な絵等を記載するとイメージしやすくなると思われます。例えば、ガス発生設備から需要家までのガス供給インフラ図があれば理解が進むのではと思います。
 - 👉 努力致します。

- （全体）文章中に素人では理解しにくい用語が頻繁に出てきます。この用語の定義を解説する「章」が必要。JGA の各指針が参考になると思います。
- （全体）理解しにくい用語を文章で【解説】しても、各個人の理解度や当該用語の意味するイメージにはバラツキが出てきます。図解資料を作成し、掲載したほうが良いと思います。図や写真が必要です。これも JGA の指針が参考になると思います。
- （全体）全体的に文字が多すぎて、初心者向けの親切な「Ｑ＆A」にはほど遠いように感じます。
- （全体）元々、簡易ガス事業法とガス事業法の合体の為、一般的には分かり難い内容になるのは止むを得ないと思います。分かり難い部分は用語集を付け、理解し易くする等の工夫があれば良いのでは。
 - 👉 努力いたします。素人向けではなく、液石法専業事業者向けとして作成していますのでご理解ください。

- （全体）「LP ガス法」馴染みがない。
- （全体）用語も液石法と LP ガス法とあったり、統一した方が良いです。
 - 👉 「液石法」に統一することと致します。

- （全体）ぜひとも、コミュニティーガス団地に関する様々な（料金や一の団地等)、他社事例集を共有していただきたいです。
- （全体）全体を通じて、「一の団地」と「供給地点の数」の部分が判断の分かれやすい部分と感じます。判断に当たっては、具体例を幾つも確認する事で共通の認識が図れるのではないかと考えます。

👉 当局から説明にはガス市場整備室作成資料のみを使用するよう指導されておりますので、新資料作成にはお時間を頂くこととなります。

- （全体）おかげさまで一の団地の解釈は概ね理解したつもりですが、実務上は「案件発生ごとに当局確認」というスタンスで対処しています。
- （全体）前回（7 月）同様聞き取りましたが、理解し易くなっており指摘はありませんでした。

- （前文）本文 1 行目の「同じ液化石油ガス（プロパンガス）」との表示が全体の理解へ通ずると考えます。

👉 採用させていただきます。

- （前文）本文 7 行目の“「一の団地」内”を“「一の団地」「集合住宅」内“と表現しては如何か。

👉 以下の表記で如何でしょうか。

“「一の団地（客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域）」内において”

✓ 「一の団地」の“団地”と、戸建住宅団地や集合住宅団地の“団地”とではニュアンスが異なると思います。

- （２）特定ガス発生設備において、容器の説明しかなく、貯槽及びバルク貯槽の説明がありません。

👉 【注】又は【解説】として、次のとおり、準用する条項を明記します。

“高圧ガス保安法又は液石法に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器”とは

✧ 高圧ガス保安法

✓ 第８条第１号又は第２号の技術上の基準に適合した容器

✓ 第１６条第３項の技術上の基準に適合した容器

✓ 第４４条第４項の規格に適合した容器

✧ 液石法

✓ 第３７条の技術上の基準に適合した貯槽及びバルク貯槽

- （３）3.1.「導管により」供給することは、一の供給設備から 2 以上の「供給地点」に導管を用いて供給すること。
 ⇒「一の団地」内で供給地点数 70 以上ありガス事業法が適用され、同一敷地内の施設へ、一の供給設備から 1 の供給地点へ導管を用いて供給する際はいかがでしょうか。
 - 👉 同一敷地内や同一「一の団地」内であっても、「液化石油ガス等」を“一の供給設備から 1 の需要場所へ導管を用いて供給する“いわゆる戸別供給は、ガス事業法の対象外です。「液化石油ガス等」の場合には、 1 の供給設備から 2 以上の需要場所に供給する場合が対象となります。
 「液化石油ガス等」以外のガスの場合には、一般の需要に応じ導管によりガスを供給することがガス事業法の対象となります、

- （４）（地点の名称）「一の団地」の区域の変化に応じた供給地点の呼称について、ベテラン社員の意見は従来のテキストの「埋設導管（による供給地点）」「非埋設導管（による供給地点）」の方がわかると言っていましたが、社歴の浅い社員については今回の「町字供給地点」「街区供給地点」が感覚的に合うという意見が多かったです。
- （４）（地点の名称）供給地点の呼び方について提案です。
 「道路を横断又は並行している導管」により供給する地点
 ➡『道路導管供給地点』や『道路横断供給地点』
 「道路を横断又は並行しない導管」により供給する地点
 ➡『道路外導管供給地点』や『敷地内導管供給地点』
 - 👉 皆さまのご意見を伺いたく。

- （４）「一の団地」についてもっともっと噛み砕いてわかりやすくしてもらいたいです。
- （４）恥ずかしながら、4.すべてが理解できませんでした。図で具体的に示してもらえると少しはわかりやすくなると思います。
- （４）4.「一の団地」については、皆さんが言われる通り、図や具体的な事例がないとわかりづらいですね。
- （４）「一の団地」の説明では挿絵などがあれば尚解り易くなると思う。

- （４）「一の団地」の説明について、解説もついていますが難解箇所だと感じます。別紙でもいいので、具体例をなるべく多く載せて頂きたいです。また、文言だけでなく図解が使用できれば理解が進みやすいと感じます。
- （４）4.2.1　【解説】下から２行目「団地」→「混合型団地」。イラストがあれば分かり易い。
 - 👉 イラストについては努力いたします。
 二つ目の【解説】の「団地」は「混合型団地」と致します。

- （４）4.2.1 の解説について
 白抜き記号は地名、黒塗り記号は数字としておりますが、
 白抜き記号は「道路を横断又は並行している導管」の場合の一の団地の住居表示
 黒塗り記号は「道路を横断又は並行しない導管」の場合の一の団地の住居表示
 と分けた方が一の団地の住居表示判断がわかりやすいと感じました。
 (例)「道路を横断又は並行している導管」:「△△◇丁目」や「△△町字□□」
 「道路を横断又は並行しない導管」:「△△◇丁目▲番」や「△△町▲番」
 - 👉 皆さまのご意見を伺いたく。

- （４）4.2.2「道路を横断又は並行しない導管」の解説の中で『令和元年８月１日ガス市場整備室発「事務連絡」及び同室作成の解説資料（後掲）を参照してください。』とあるので、別添資料があるのだと思います。その資料には具体的な事例が図を使用して解説されているので、イメージはつかめると思います。
 - 👉 概念図を挿入致します。

- （４）4.2.2　【解説】ガス事業法改正前後の取扱い----について
 例えば平成 29 年４月以前に~~合算して 70 以上の供給地点に供給していた場合、新たな「町字供給地点」の移動がなければガス事業法は適用されません。とあります。文面から改正前は道路横断・並行した導管で 70 戸以上供給の場合、ガス事業法適用外ということでしょうか？
 - 👉 改正前のガス事業法の下では、同一町字内に点在する複数の小規模導管供給により７０戸以上となっていても、定められたメルクマールにより分割されていれば、ガス事業法は適用されませんでした。改正後は、メルクマールに関わりなく、同一町字内であればガス事業法の対象となります。
 しかし、改正法施行時にただちに改正後のガス事業法が適用されるわけではなく、改正後に供給地点の増減が発生した場合に、改正法を適用して判断することとなっています。

➢ （４）「街区」を一の団地で考えるケースで、過去に１棟 50 戸の液石供給の集合住宅があり、同一街区に新規で 30 戸の集合物件が発生した場合に、総供給地点数は 80 戸となり、既存の 50 戸の集合住宅にもガス事業法が適用されて、供給設備の改善をしなければならなくなるのは、納得しがたいと感じています。

👉 私見として同感です。１棟７０戸未満の集合住宅については、設備基準を同一にすることが妥当ではないかと思います。しかしながら、このところの技術・保安に関する見直しの経緯から、拙速に要望することは得策ではないと聞いております。

➢ （４）4.2.2 【解説】ガス事業法前後の取扱い 下から６行目

“変更登録の申請”→“変更登録（地点の増加）の申請”

👉 ご指摘ありがとうございます。

➢ （４）4.3 ２つ目の【解説】１行目 “認可”→“許可”

下から３～２行目

“導管の種類”→“導管の種類（「道路を横断又は並行する導管」と「道路を横断又は並行しない導管」）”

👉 ご指摘ありがとうございます。

➢ （４）4.3.複数の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となる場合が良く理解できませんでした。

70 未満の小規模導管供給（町字供給地点）している同じ街区（△△■丁目、△△町字■■）に、70 未満の集合を建設し供給地点を別（街区供給地点）にすれば、ガス事業法適用ではない。

しかしながら、70 未満の集合住宅（街区供給地点）と同じ街区（△△■丁目▲▲番、△△町■■番）に 70 未満の集合住宅を建設し供給地点を別（街区供給地点）にしたとしても、合算して７０以上になればガス事業法が適用される。

この違いが良く理解できませんでした。

👉 「町字供給地点」と「街区供給地点」は合算されません。一方、同一町字内の「町字供給地点」、同一街区内の「街区供給地点」は合算されます。これはルールです。

仮に同一町字内の「町字供給地点」と「街区供給地点」を合算することにすると、同一町字内でいずれかの導管による供給地点が合算して７０以上になると、その町字はガス事業法適用となり、コミュニティーガス団地の大幅な増加が予想されます。

- （４）4.3 の集合ブランド、土地所有者等によっては、２以上の隣接する区画が「一の団地」となります。
 - ➡ ①ブランドの定義②隣接の定義の詳細が知りたいと思いました。
 - ➡ ②の例を挙げますと、たとえメルクマールによって集合住宅が分けられても、ブランド、土地所有者等が同じで、隣接とみなされれば、一の団地と捉えられるのか？等々・・です。
 - 👉 ① ブランドの事例

 平成２９年３月の経産省作成資料では、地区計画の事例として「第Ⅰ期分譲／開発」「第Ⅱ期開発／開発」が、集合住宅の需要群の例として「○○マンション A（Ⅰ号)」「○○マンション B（Ⅱ号)」

 が、集合住宅のブランドの例として「ライオンズマンション○○」「ライオンズマンション▲▲」が示されています。

 - ② 隣接の定義　街区同士が（道路がないと仮定した場合に）接点を有するかどうかです。イラストで示します。

 【事例】ご理解されているとおりです。

- （４）4.3「一の団地」の説明について、集合住宅のブランド、土地所有者等の条件が記載されています。条件により考え方が変わり難解箇所と感じます。具体的な例が図解されれば理解が進みやすいと感じます。
 - 👉 イラストの挿入を考えます。

- （４）4【解説】旧法に基づく既設団地が存在する場合の取扱い”の新法に基づく新設団地（？）Ver も追記いただきたい。M&A をする際のポイントになる点であると思うので詳細があればわかりやすいと思います。
 - 👉 新設団地 Ver に合致しているか分かりませんが、新設戸建住宅団地にガスを供給することとなった場合には、同一町字内の既設供給地点群を除く「町字供給地点」を合算して７０以上なるのであれば、その町字内の既設供給地点群を除くすべての「町字供給地点」が新供給地点群としてガス事業法が適用されます。

 また、同様に新設集合住宅にガスを供給することになった場合には、同一街区内の既設供給地点群を除く「街区供給地点」を合算して７０以上なるのであれば、その街区内の既設供給地点群を除くすべての「街区供給地点」が新供給地点群としてガス事業法が適用されます。

- （５）ガスメーターが１つであっても供給地点は１つとは限らないと記載があるが、そのあとの説明で一括受ガスは認められない(1 メーターごとに 1 契約)と記載があり矛盾しているようで分かりづらい。
- （５）5.1 メーターが１つあれば、その先に何戸・何室あろうが、供給地点は１であるとはなりません。その先の各戸・各室が需要場所にあたるか否かを判断する。

 5.2　1 需要場所につき 1 メーター設置、1 メーターごとに 1 契約が原則

 ➡上記の考えだと、宿泊施設（各部屋にシャワーあり）の 1 部屋＝1 需要場所＝1 地点のように読み解けます。

 ○×判定の具体例を出していただけるとわかりやすいです。
- （５）「供給地点」の数はメーター設置の有無だけでは決まりません。に関して【まず「需要場所」であるか判断し、1 需要場所に対しガスメーター1 個を設置します。】とありますが、区画され供給地点として登録していても必ずメーターを取り付けるとは限らず、建物が建ってガスを使用すると確定した段階でメーターを取り付ける場合もあるため、【1 需要場所に対しガスメーター1 個を設置します。】という説明は適さないのではと思いました。（供給地点に必ずメーターを取り付けると読み取ってしまう可能性がある。）また、【供給地点とは、～～取引用のガスメーターが（現：取り付けられる地点→）取り付けられる可能性がある地点又は取り付けられた地点です。】という説明はいかがでしょうか。

 （6.の説明とも整合が取れる。）

 👉　5.については、書き直してみます。

- （５）5.2【解説】ガスが配管される区画は 70 以上だが、料金は一括して支払われる場合の事例で、従業員用の寮で各室にキッチンとユニットバスを設置するケースが記載されているが、同じケースでユニットバスは設置されているがキッチンはなく、食事は社員食堂を使用する場合は、5.2①(ハ)から「独立した住居と認められない」と判断して、ガスメーターは 1 台のみの設置で可能となるのでしょうか？

 👉　解釈運用通達では、「ガスの使用者に供給すべき地点」を供給地点としていますので、原則としてガス事業法が適用されると考えます。しかしながら、ガス事業法改正前の「簡易ガス供給約款」においても、需要場所の条件として、(ハ)「各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること」と記載し認められています。このことから、ガス事業法が適用されない可能性もあると思われますので、管轄当局にご確認ください。また、ユニットバスへの給湯のため、各室・各戸にガス配管をする場合には、保安のため各室・各戸にガスメーターを取り付けることをお薦めします。

- （７）7.1　自己の社宅に関する供給はガス事業法に適用されない。
 ➡70 戸以上の自社社宅マンションでも適用されないのか、疑問に思いました。
 👉　ガス事業者が自社の社員寮・社宅にガスを供給することは「一般の需要」ではないと判断されますので、ガス事業法は適用されません。

- （７）7.2　戸別供給はガス事業法対象外ですと明確に記載いただいている点うれしいです！
 👉　誤解されている方が多い様です。

- （７）　本文 3 行目
 “2017 年 3 月までに認可”→“平成 29 年 3 月までに許可”
 👉　ご指摘ありがとうございます。

以上

2022年度
第4回業務委員会
資料№8-0-2

2022/12/06

Ｑ＆Ａ試作品

1.　コミュニティーガスとは何ですか？

(1)　「コミュニティーガス事業」は改正前ガス事業法第２条第３項に規定していた「簡易ガス事業」に対して、地域密着型事業であり効率的なガス供給システムであるこの事業のイメージアップを図るために、平成１９年、当協会が付けた愛称です。商標登録をしています。また当協会も、平成２３年４月の「一般社団法人」化に合わせ、名称を「一般社団法人　日本コミュニティーガス協会」に改め、“地域とともに生きる、コミュニティーガス”として、認知度向上に努めています。

改正後のガス事業法では第２条でガス小売供給の１形態として「一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（＝特定ガス発生設備）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもので、一の団地内におけるガスの供給地点の数が７０以上のもの」と規定されています。

改正後のガス事業法では名称がつけられていませんが、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」第１条第２項第２号に「旧簡易ガス事業」が定義されています。

2.　経過措置団地と自由化団地は何が違うのですか？

(2)　平成２９年のガス事業法改正の主目的の一つは、ガス小売事業の自由化です。参入事業者の増加により価格競争を促すことを意図しています。

したがって原則として改正後の料金は自由化することとなっていましたが、団地内のシェアーが高く、団地内で競争が行われていない場合は、事業者により合理的でない料金の値上げが行われるおそれがあります。これを防止するため、団地内のシェアーが 50%を超えている、かつ過去３年間にわたり競争が行われたといえる実績がない団地については、経過措置として、料金改定については改正前のガス事業法と同様の申請認可が必要としました。この指定を受けた団地を経過措置（料金指定）団地、指定を受けなかった団地を（料金）自由化団地といっています。

また、自由化団地のうち、シェアーは 50%を超えているが、十分な競争状態にあるとして指定を受けなかった団地や同様の条件で指定を解除された団地は、「特別な事後監視」として自由化後３年の間、３ヶ月ごとに販売価格の報告を求められます。

3.　供給地点・供給地点群・調定数のそれぞれの意味は何ですか？

(3)　「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点（取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点）です（通達「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及びうんようについて」1－③－(ｲ)参照)。

「供給地点群」とは、特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であって一の団地内にあるものの総体をいいます（規則第６条第４項第４号参照)。通常「コミュニティーガス団地（＝旧簡易ガス団地)」と言っています。特定ガス発生設備の数は問いません。

「調定数」とは、供給地点の内、実際にガスを使用し、かつ使用量を算定している需要家の数をいいます。いわゆる稼働数です。

4.　コミュニティーガス事業における「簡易なガス発生設備」とは何ですか？

(4)　「簡易なガス発生設備」とは、高圧ガス保安法（＝保安法）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（＝液石法）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く）をいいます。(施行令第１条)

この場合容器には貯槽も含まれ、具体的には次のとおりです。

①　保安法第８条第１号又は第２号の技術上の基準に適合した容器
②　保安法第１６条第３項の技術上の基準に適合した容器
③　保安法第４４条第４項の規格に適合した容器
④　液石法第３７条の技術基準に適合した貯槽及びバルク貯槽

これらの特定ガス発生設備以外の設備を用いて、導管によりガスを供給する場合は、供給戸数に関わらずガス事業法が適用されます。

5.　コミュニティーガス事業の「一の団地」とは、どのように解釈するのですか？

(5) 通達「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」1－②に規定されています。詳しくは序章を参照願います。

6.　資本関係にある二つの会社が「一の団地」内にそれぞれ液化石油ガス販売事業における小規模導管供給物件を持っており、その合計戸数が７０を超えた場合、ガス事業法の適用を受けますか？

(6)　資本関係にある２つの会社が関係会社であると判断される場合には、ガス事業法の適用を受けることとなります。

「関係会社」については、会社法第２条三の二（子会社等）及び四の二（親会社等）をもとに、次のとおり定義されています。

①　子会社等
②　親会社等
③　親会社等に準ずるもの
④　親会社等の子会社
⑤　親会社等に準ずるものの子会社等

経産省資料

7.　旧ガス事業法時代に２棟（80戸＋40戸）の集合住宅を「一の団地」として簡易ガス事業の許可が与えられた団地で、その団地内の一方（40戸）の集合住宅が建替えられ70戸となった。既存の団地内の変更となるか、新規の団地となるか？

(7)　双方の集合住宅にガス事業法が適用されるますので、どちらも可能と考えますが、管轄の経産局等にご確認ください。

ただし、この事例で、２棟（８０戸＋７０戸）を既存団地（８０戸＋４０戸＝仮称：A団地）の供給地点増加とした場合には、これと同じ街区に、ガス事業法改正後更に６９戸の集合住宅が建設され同一事業者がガスを供給しても、従来のものに加えてガス事業法が適用される訳ではありません。改正前に既に認可を受けた団地は、改正後の供給地点の変動には関与しないことを確認しています。

一方、お問い合わせの状況で、建て替えられた７０戸の集合住宅を新たなコミュニティーガス団地（仮称：B団地）とした場合には、その後同一「一の団地」（この場合は「街区」）内で、数戸の集合住宅が新設又は譲受されガスを供給する場合には、コミュニティーガス団地（B団地）の供給地点の増加ととなります。

8.　既存の団地（70戸以上）とは別に、隣接した区画で新規の集合住宅（７０戸以上）にガスを供給することとなった。独立した新規の供給地点群となるのか。また、道路を横断する導管により接続し既存団地の供給設備を共用してよいか。

(8)　まず供給設備をそれぞれに設置した場合には、双方の集合住宅にガス事業法が適用されますので、団地の新設または従来からある団地の供給地点増のどちらも可能と考えますが、管轄の経産局等にご確認ください。

また、道路を横断する導管により接続し、既存の団地の供給設備を共用し、供給地点の増加とすることは可能と考えます。しかし設備能力の変更が予想されますので、事前の変更申請等が必要になると考えます。

さらに、供給地点が街区供給地点から町字供給地点になりますので、「一の団地」が「街区またはそれに類する区画」から「町又は字」に拡大されますので、同一「町又は字」内の小規模導管供給等「町字供給地点」の有無を確認し、存在する場合には、これも併せてガス事業法の適用対象とする必要があります。

【解説】「町字供給地点」と「街区供給地点」は本書で使用している名称です。

「町字供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の一部に「道路を横断又は並行する導管」がある場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「町字供給地点」という。

「街区供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の全てが「道路を横断又は並行しない導管」である場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「街区供給地点」という。

9.　一つの供給地点群内おいて、地点の増加や減少があっても、供給地点数以内の増減であれば、変更の申請・届出をする必要はないのですか？

？？？

(9)　コミュニティーガス事業は、供給地点が明確に定まった事業ですので、地点の増加・減少はそれぞれに全て申請又は届出が必要となります。供給能力の変更が必要となる場合には事前の申請が、供給能力の変更を必要としない場合には事後遅滞なく届出が必要となります。

（例）許可地点数　　１００地点

減少（駐車場等）	▲５地点
増加（新規申込み）	＋２地点
増加（２世帯住宅）	＋１地点
差引	▲２地点

許可地点数内であっても、許可以外の地点には供給できません。

⇩

３地点の増加、５地点の減少の申請又は届出が必要となります。

（差引きで２地点の減少申請ではないことに注意してください。）

＊　なお、減少地点については、将来のガス供給を見通して申請の要否を決めて良く、駐車場やオール電化に転換した住宅を必ずしも減少申請・届出する必要はありません。

10. コミュニティーガスの供給地点変更の申請・届出は、具体的にどのように行えばいいですか？

(10)　【自由化団地】　まず供給地点の変更が「軽微な変更」当たるか否かを判定します。

「軽微な変更」とは、　変更後の最大ガス需要の見込みが直近の供給能力値未満であるものです。「軽微な変更」の場合には、事後遅滞なく変更の届出を行ってください。

「軽微な変更」に当たらない場合は、ガス小売事業変更登録申請が必要なほか、工事計画届出等も必要となりますので２カ月以上の余裕をもって、管轄経済産業局にご相談ください。

【経過措置団地】　旧法同様の手続きが必要となります。本省管轄の場合には、まず管轄経産局等の許可を得たのちに変更の申請又は届出、供給計画の変更届等を行うこととなります。

11.　特定ガス発生設備の調整器の交換を行いました。同じ能力の調整器ですが変更届は必要ですか？

(11)　交換した調整器の能力が従前のものと同じ場合には変更届は不要です。

なお、調整器や気化器を能力の違うものに交換する場合や増設する場合には、「軽微な変更」となり、様式第６を用いて、遅滞なくガス小売事業変更の届け出をしなければなりません。

12.　一般ガス供給区域内において、７０戸以上の導管供給によるＬＰガスによる需要の申込みを受けました。コミュニティーガス事業の許可を得ることは可能ですか？

(12)　改正後のガス事業法では、一般ガスとコミュニティーガスの導管は別種の導管と判断され、同一区域に敷設されていても過剰な設備とは看做されません。一般ガス供給区域内においてもコミュニティーガス事業の行うことは可能です。

13.　コミュニティーガス団地の廃止を検討しています。廃止の要件はどのようなものですか？

(13)　【自由化団地】　供給地点又は需要の場所が減少した結果７０未満となり、今後７０以上になる見込みがない場合には、廃止できると考えます。

廃止する場合には、法第９条第３項及び規則第１２条の規定に従い周知する必要があります。需要家の同意書の要否については管轄の経産局等にご確認ください。

【経過措置団地】　廃止する団地が経過措置指定団地の場合には、「ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領」に従い、周知、同意の取得及び家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件の提示を行わなければなりません。

14. 事業譲渡・譲受の認可申請は、どのような場合に、どんな手続きを行うのですか？

(14)　【自由化団地】　ガス事業法の改正により、ガス小売事業の全部の譲渡・相続・合併・分割によりガス小売事業者の地位を承継した者は、遅滞なく経済産業大臣に届け出る必要があります。ただし、承継する事業者がガス小売事業者でない場合には、まずガス小売事業者の登録が必要となりますが、法第６条第１項の登録拒否要件に該当する場合は受理されません。(法第８条)

手続きについては、「申請書・届出書等作成マニュアル」を参照願います。

また、供給している複数の供給地点群の内、一部の供給地点群のみを譲渡する場合には、「ガス小売事業変更届出書（様式第６)」に必要事項を記入し届け出るとともに供給計画の変更を届け出ることとなります。

一方、譲受する事業者は事前に「ガス小売事業変更申請書（様式第４)」を経済産業大臣に提出し、変更登録を受けなければなりません。供給計画の変更も併せて届け出ることとなります。

【経過措置団地】　廃止する団地が経過措置指定団地の場合には、「ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領」に従い、周知、同意の取得及び家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件の提示を行わなければなりません。

15.　事業譲渡譲受認可申請に際して、「需要家への周知文」は添付資料として必要ですか？

(15)　前項で記載したとおり、事業の譲渡譲受は地位を継承した者が経済産業大臣に届け出る必要があります。この場合、小売供給の相手方に対する周知義務は明記されていません。

一方、譲渡する事業者は、ガス供給契約の当事者の変更ですので、当然、需要家に周知しなければならないと考えます。

届出書類の添付資料として必要か否かは管轄の本省又は各経済産業局にご確認ください。

16.　会社を吸収合併する際、合併認可申請は必要ですか？

(16)　【自由化団地】ガス事業法の改正により、会社の吸収合併も承継の１形態として、経済産業大臣に遅滞な届け出る必要がありますが、認可申請は不要です。

承継（ガス小売事業の全部譲渡、ガス小売事業者の相続、合併若しくは分割）については、改正ガス事業法第８条に規定されていますが、承継する法人等は、改正ガス事業法第６条（登録の拒否）第１項第１号～第３号に該当しないことが必要です。

【経過措置団地】旧ガス事業法の規程が適用されますので、経済産業大臣の認可を受けなければなりません（旧ガス事業法第１０条、旧ガス事業法施行令第８２条　参照）。

17.　組織改編等があった場合、どのような手続きが必要ですか？

(17)　ガス小売事業者において組織改編等がある場合には、組織の名称、指揮命令系統、苦情処理体制およびそれらの部署の電話番号等が変更される可能性があります。法第４条及び規則第６条に基づき、既に提出した最新の届出と比較し、変更点を明確にして該当する変更届を提出願います。

18.　コミュニティーガス団地において、卸供給・託送供給は可能ですか。

(18)　コミュニティーガス事業はガス小売事業であり、導管事業ではありませんので、卸供給・託送供給を行うことはできません。

ガスの小売営業に関する指針　５（小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為）－（2）－（※１４）に、「旧簡易ガス事業者等が平成２９年３月までに行ってきた事業については、平成２９年４月以降ガス小売事業と整理され、最終保障供給や託送供給の制度は存在しない。」と記載されています。

19.　コミュニティーガス団地内の供給地点において、供給事業者が液石法適用としてシリンダーによるガス供給を行うことは可能ですか？

(19)　改正前ガス事業法に基づき認可を受けた団地内では不可と考えます。やむを得ずシリンダー供給を行う場合、あるいは既に自社がシリンダー供給を行っている需要家を含む団地を譲受した場合には、シリンダー供給を継続していてもガス事業法が適用されるべきものと考えますので、ガス小売供給約款に基づく供給地点としてください。

一方、改正後ガス事業法の規程によりコミュニティーガス団地となった場合には、「一の団地」の区域の考え方が変更されていますので、導管供給の需要家とシリンダー供給の需要家が同一「一の団地」内で混在することは当たり前のことと考えます。したがって導管供給・シリンダー供給のいずれも可能と考えます。

20.　コミュニティー団地を譲受したところ、団地内に以前から当社が供給していた液石の需要家があった。この場合、需要家に対しどのような対応したら良いか？

(20)　従来どおりシリンダー供給を続けるか、あるいは灯外内管を敷設し導管供給に切り替える選択肢がありますが、需要家の意思を尊重すべきと考えます。双方の条件を示したうえで、需要家の選択に任すべきではないでしょうか？

いずれを選択された場合でも、上記１９に記載のとおり、改正前ガス事業法に基づき認可を受けたコミュニティーガス団地の場合は、供給地点とするべきと考えます。

21.　「ガス小売供給約款」「指定旧供給地点小売供給約款」とは何ですか？また「ガス小売供給約款」は必須ですか？

(21)　現行のガス事業法には「ガス小売供給約款」という言葉は記載されていません。「ガス小売供給契約」という記載はあります。ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者（需要家）と小売供給契約を締結したときは、法第１５条（規則第１４条）に規定する事項を記載した書面を交付しなければなりません。この書面の交付で足りるとされています。しかし、多くの需要家に共通する事項を「ガス小売供給約款」として定めておけば、需要家の理解は得やすくなると思われますし、事業者の業務標準化も可能となりますので、「ガス小売供給約款」の作成をお薦めします。

一方、「指定旧供給地点小売供給約款」は「電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令」第１２条に記載すべき事項が定められており、第１３条では「指定旧供給地点小売供給約款」の設定・変更には申請・認可が必要と定められています。指定旧供給地点にガスを供給する旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、その指定供給地点（群）に係る「指定旧供給地点小売供給約款」を必ず作成し、認可を受けなければなりません。

22.　「早収料金」や「遅収料金」は設定しなければならないのですか？

(22)　「早収料金」と「遅収料金」が設けられているのは、早めに支払う需要家とそうでない需要家との間に料金格差をつけ公平を図るとともに、料金の早期支払いを促進することを目的としています（遅延損害金ではありません。）。割増率を何％にするかは事業者に委ねられています。

「ガス小売供給約款」は、ガス小売供給契約の一部ですので、ガス事業法第１５条第１項第３号、規則第１４条第２項第３号、規則第１３条第７号の定めにより、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を記載すれば良いとされています。したがって「早収料金」「遅収料金」は必ずしも設定する必要はありません。

また、経過措置料金指定団地についても、「指定旧供給地点小売供給約款」に定めるものとして、経過措置省令第１２条第２号に「料金」とのみ記載されていますので、やはり「早収料金」「遅収料金」を定める必要はないと考えます。

23.　ガス料金の日割り計算の方法を具体的に教えてください。

(23)　【自由化団地】「ガス小売供給約款」に記載した日割り計算の方法に従い算出してください。不公平でない（需要家が受け入れられる）ルールであれば、必ずしも従来の「簡易ガス供給約款」の規程を準用する必要はないと考えます。とはいえ従来方式を踏襲されている事業者も多いと思われますので、「簡易ガス供給約款」に規定する日割り計算の方法を以下に記します。経過措置団地の場合は以下の計算方法に従ってください。

従来の計算方法を転載

24.　約款等、契約条件はどのように開示したらよいか？

(24)　【自由化団地】　改正後のガス事業法では、第１４条（供給条件の説明等）第１５条（書面の交付）とも書面の交付を前提としています。ただし、いずれも需要家の事前の承諾を前提に以下の方法であっても、当該書面を交付したものとみなすとしています。(法第１４条第３項、第１５条第２項、令第２条、規則第１３条第１１項、規則第１４条第５項第６項、規則第１５条、規則第１６条　参照)

①　電子メールによる送信

②　ガス小売事業者の電子計算機内のファイルの閲覧

③　記録した磁気記録媒体の交付

【経過措置団地】改正前ガス事業法第１９条に従い、供給約款の認可を受けた場合や変更の届出をした場合には、実施の日の１０日前から営業所等において、供給約款を見やすい場所に掲示しておかなければなりません。また「指定旧供給地点ガス小売供給約款」の定めに従い、「内管工事見積単価表」「平均原料価格」も掲示しておく必要があります。

25.　検針時におけるガスメーターの指針はどの桁まで読むことが正しいのですか？

(25)　協会作成の「ガス小売供給約款の一例」及び「指定旧供給地点ガス小売供給約款」では「計量の単位」を立方メートルと定め、検針につき次とおり記載しています。

“検針は小数第２位以下の端数は読まないで、小数点第１位までを検針数字にします。”

※　「読まない」とは、その端数の量を次回の検針に繰り越すことを意味し、「切り捨て（＝算定しない)」とは異なります。

26.　需要家敷地の内管の所有関係と内管工事費負担について、教えてください。

(26)　【自由化団地】　需要家との合意による契約事項とも思われますが、「供給設備の保安責任」とも関係しますので、「ガス小売供給約款」においても、「指定旧供給地点小売供給約款」と同様の定めを記載し、従来の制度を堅持することをお薦めします。

【経過措置団地】　協会作成の「簡易ガス供給約款」では、需要家の敷地と道路等の敷地境界線より需要家側のガス管を需要家の所有とし、その工事に関しては需要家の費用負担で実施することとしています。また、内管の工事はガス事業者に申し込まなければならず、それ以外の事業者へ需要家が申し込むことを禁止しています。しかし、一定の工事に限って、承諾工事人に申込み、施工させることができることになっています。

27.　内管工事見積単価表を変更しようと検討しています。どのような手続きが必要か教えてください。

(27)　内管工事見積単価については、平成１１年のガス事業法改正により「単価の算定方法を供給約款に記載し、これに基づき算定した単価を店頭掲示する」方式となっています。

したがって、けいかそちだんちにおいては、社内で適正な単価に改訂した上で、その改定日を単価表内に記載し、事務所に掲示して需要家に周知を図れば良いとなります。

自由化団地においても前問との関係で、保安責任区分の観点から、この取り扱いも堅持したいところですが、実際の工事価格は需要家との交渉により決定される事項と考えます。

28.　需要家がオール電化に転換し、ガス供給を取りやめすることになり、敷地内の灯外内管の撤去を要請されました。お客様から撤去費用をいただくことはできますか？

(28)　灯外内管は需要家の資産ですので、修繕、位置替え、撤去等の費用は全て需要家に請求することとなります。事務所に掲示している内管工事見積単価表の撤去費用に基づいて請求してください。

なお、需要家から撤去等の要請があったときは、トラブルを避けるために、供給約款に記載してあるとおりのことではありますが、あらかじめ費用は需要家の負担になる旨を丁寧に説明しておくことが大事です。

29.　標準供給約款に定める保証金について、利息の利率を設定していますが、複利計算が困難であるため、利息の利率を０パーセントで設定することは可能ですか？

(29)　保証金の利率は事業者の判断に委ねられていますので、０％も可能です。

【自由化団地】　需要家に不利となる改定と考えられますので、法第１４条に従って説明をした上で、「ガス小売供給約款」の改定を行い、法第１５条書面の交付が必要となります。

【経過措置団地】供給約款の変更申請を行い、認可を受ける必要があります。

30.　水道の検針では、毎月検針ではなく２ヶ月毎に検針されているケースがありますが、供給地点群内の公民館等で１ヶ月の使用量が極端に少ない需要家のガス検針を２ヶ月毎に伸ばすことは可能でしょうか。

(30)　供給約款では、検針は毎月定めた日に行うと定めています。原料費調整制度も単月改定を採用している事業者が多いと思われますし、継続的取引においては、債務は月単位に弁済されるのが一般的です。とはいえ、これも需要家との合意に基づく契約事項と考えますので、２カ月検針にする合理的な理由と需要家の合意があれば可能と考えます。

31.　検針或いは料金収納を他社に委託することは可能ですか？また、コンビニエンスストア払いを導入した場合、手数料等を需要家負担とすることは可能ですか？

(31)　【共通】検針・集金を他社に業務委託することは可能です。ただし、委託先とのトラブルを避けるためにも、明確な業務委託契約を締結しておくことが大事です。

なお、供給約款では、口座振替及び払込みのみ認めており、やむを得ない場合に集金員を向かわせると定めています。これは訪問集金を行わないことがガス事業者の経営効率化に資する等の理由によるものです。

また、コンビニ払い等の手数料については、経過措置団地については需要家負担の定めがなく、手数料を負担していただくためには約款の変更申請・認可が必要となります。

自由化団地の場合、法改正前からコンビニ払いを導入していた場合には、需要家に対する不利益変更と考えますので、法第１４条の説明、法第１５条の書面の交付を行う必要があると考えます。新たにコンビニ払いを導入する場合には手数料等の需要家負担は比較的受け入れられやすいとは思いますが、やはり同様に法第１４条の説明、法第１５条の書面の交付を行うことを勧めます。

32.　供給開始時に需要家との契約書の取り交わしは必要ですか？また、所定の様式はありますか？

(32)　【自由化団地】契約書は必ずしも必要ではありません。

協会作成の「ガス小売供給約款（一例)」では次のとおり定めています。

６．契約の成立及び変更

⑴　ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が５⑴に定めるガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

⑵　お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、⑴の規定にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

⑶　お客さまが新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始いたします。

⑷　お客さまが、他の事業者から当社に切り替えてガス小売供給を申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

⑸　お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、申出の日から□日以降の定例検針日の翌日から適用いたします。

【経過措置団地】契約書は必ずしも必要ではありません。

「指定旧供給地点小売供給約款」では次のとおり定めています。

Ⅱ　使用の申込み及び契約

５．使用の申込み

⑴　ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。)、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ本供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申込みをしていただきます（12⑴ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。)。

⑵　⑴のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。

⑶　当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

⑷　申込みの受付場所は、当社の本社、営業所、支社又は当社の指定した特約店（以下「営業所等」といいます。）といたします。

⑸　建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガ

スを使用されるお客さまのため(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

33.　経過措置団地の料金制度はどのようになっていますか？

(33)　経過措置団地の料金は従来同様、供給約款の変更申請を行い、認可を受けなければなりません。ただし、ガスの料金を引き下げる場合その他のガスの利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、供給約款を変更した上で、経済産業大臣に届け出ることで良いとされています。
経過措置団地の料金の考え方は以下のとおりです。

旧版Ａ２５の「１．料金の３原則」以下を再掲

34.　経過措置料金規制が外れたが、ガス料金は液石と同じ扱いで良いですか？

(34)　簡易ガス団地が経過措置の指定を受けず自由化団地になった場合や、改正法施行後経過措置料金規制が外れて自由化団地になった場合には、その団地における需要家のシェアーにより、特別な事後監視が付く場合とそうでない場合があります。

特別な事後監視の対象となった場合には、３ヶ月ごとに料金等に関する報告書を提出し、値上げを行ったと判断された場合には、その値上げが合理的か否かを調査し、合理的でない値上げと判断された場合には、是正を求められます。

特別な事後監視の対象とならなかった団地は、一般的な市場監視に委ねられます。この場合、需要家等からの申し出などにより調査が必要と判断された場合に、上記と同様な調査が行われます。

これらの調査が行われる場合には、事業者はその値上げが合理的であることを説明することになりますので、簡易ガス団地の料金表から極端に異なる料金制度にした場合には、説明がかなり困難と思われます。それまでの簡易ガス料金制度を基本に、標準係数を必要に応じて最新のものに置き換えるなど、説明しやすい料金改定を薦めます。

一方、ガス事業法改正後に新設された団地では、自由な料金制度が認められますので、質問のような液石販売のＬＰガス同様の料金制度とすることも可能です。しかし、液石販売では「料金の透明性の確保」が話題となっていますので、原料費調整制度を含む透明性のある料金制度とされることを期待します。また保安の責任範囲にも影響しますので、灯外内管については需要家の所有とすることも原則として維持していただきたいと考えます。

35.　自由化団地になった後導管の更新を行った。料金改定はどうすれば良いですか？

(35)　導管の更新は固定費の増加となります。基本料金を増額することにより、費用回収を図ることになります。値上げ額の目安は以下のとおり。

値上げ額の目安＝投資金額÷｛12（月）×13（償却年数)｝÷供給地点数

更に固定資産税・設備金利の負担分も加算する必要があります。また、最新の標準係数を用いて料金算定を行うことによっても、料金改定の目安を知ることができます。

ただし、この算式で得られる解は、大幅な値上げとなることが予想される一方、供給地点数で除しているため、調定数に応じて行う回収では回収不足となります。

回収年数を伸ばすことにより値上げ幅を圧縮し、需要家の理解を得るとともに、調定数を増やす努力が必要となると思われます。

36.　灯外・灯内内管の費用は従来通りまとめてお客様に請求しなければならないのか？例えば有償貸与とし設備利用料として回収する方式はどうか？

(36)　【経過措置団地】　従来通り「指定旧供給地点小売供給約款」の定めに従ってください。

【自由化団地】　需要家と戸別の契約を締結することにより、あるいは「ガス小売供給約款」を改定することにより、変更は可能です。灯外内管・灯内配管の費用を分割払いとすることも可能です。需要家が負担しやすい方法を提案しては如何でしょうか。

ただし、質問にある「有償貸与」は、配管設備がガス小売事業者の所有となり、保安責任の区分にも影響しますのでお勧めしません。特に灯内配管については、液石販売の事例では、ほとんどの場合「住宅の付着物」としてガス事業者の所有権が認められていません。

「料金の透明性」を維持するためにも、３部料金制とするか、ガス料金とは別にローンを設定する等、所有権が需要家にあることが明確になる方法をお薦めします。

37.　払込票の発行手数料を請求することは可能か？
また、これは料金改定に該当するのか？

(37)【経過措置団地】　「指定旧供給地点小売供給約款」に以下のとおり定めています。

28. 料金の払込み
お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次 のいずれかの場所でお支払いいただきます。
① 当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関 等」といいます。）
② 当社の営業所等

経過措置団地の料金は供給約款の定めを前提に定められています。払込書の費用について記載がないことは、ガス料金に含まれていると考えられますので、払込票の発行手数料は請求できないと考えます。

また、「指定旧供給地点小売供給約款」に上記の定めが記載されておらず、払込書による払込みを認めていなかった団地において、新たに払込みを認める場合には、発行手数料の請求も可能とは考えますが、供給約款の変更申請・認可は必要ですので、管轄の経産局等にご確認願います。

【自由化団地】　需要家と個別の契約を締結することにより、あるいは「ガス小売供給約款」を改定することにより、請求は可能です。

自由化された以降も払込書による払込みを認めていて費用を請求していなかった場合には、払込書の発行手数料を需要家に請求することは、料金の改定又は需要家に対する不利益変更となりますので、法第１４条及び第１５条の実施は必要と考えます。一方、払込み以外の支払方法について料金を減額する場合には、需要家にとって不利益な変更とはなりませんので、口座振替等の支払方法等払込み以外の方法に誘導するお知らせで十分と考えます。

また、それまで払込書による払込みを認めていなかった団地では、コンビニ払い等の払込み手段を追加することは、サービス向上の一環であり、利用するか否かは需要家が選択できますので、発行手数料を請求しても差し支えないとも思います。需要家にとって不利益な変更が、需要家に制度変更を周知するためにも、法第１４条・第１５条を実施することをお薦めします。

38.　新規のコミュニティーガス団地（集合型マンション）で給湯器の設備投資が発生した。料金設定する場合は、投資分を転嫁した３部制料金の考えを取り入れて良いか？

(38)　(34)（36）でも説明しましたが、ガス事業法改正後の新設団地では、料金制度は自由に設計できます。「投資分を転嫁した」ではなく「需要家負担分の設備費用」として、３部料金制など需要家の理解を得やすい料金制度をお薦めします。

(39)

39.　経過措置料金指定団地において、経年劣化の導管を一部だけ入れ替えました。新たな投資が発生したので料金改定を行いたいのですが、その際、既存導管に係る供給地点、入替導管に係る供給地点を入力するにあたり、それぞれの地点数はどのように算出すればいいのでしょうか？

(40)既存導管の供給地点数は、現在の供給約款に記載されている供給地点の数。入替導管に係る供給地点数は、入替導管に接続する供給管の数」としてください。

40.　供給約款料金算定規則第３第１表中、１供給地点当たりの道路占用料の額を定める標準係数が、甲地、乙地、丙地に分かれていますが、それぞれの区分けの基準は何ですか？

（41）　道路占有料の所在地区分は平成２６年４月施行の道路法改正により、従来の３区分から、第１級地～第５級地の５区分に改訂され、それぞれの道路占有料も３年ごとに見直されています。また工区道の占有料については政令により、その他の道路についてはその道路管理差である地方公共団体の条例により定められています。一方、標準係数における道路占有料の算出方法は、この法改正を反映すべく検討しましたが、簡略化が困難と判断し、当局とも協議の上、改定を見送っています。したがって、所在地区分は旧法の区分を使っており、以下のとおりです。

甲地：都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、千葉市、船橋市、八王 子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、 東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市 の区域
乙地：市の区域で甲地以外のもの
丙地：町及び村の区

41. 事業報酬額とは何ですか？

42.　総原価における租税課金（固定資産）原価計算時に、「固定資産税の減免をするか否か」を選択することになっていますが、「固定資産」の減免とはどういう意味ですか？

43.　設備投資した導管等（有形固定資産）の固定資産税の減免措置の特例措置適用の可否。

44.　料金改定を行なう場合、原料費調整の調整指標となる基準平均原料価格はどのように設定するのですか？

45.　供給約款料金を引き下げる場合の申請手続きについて教えてください。

46.　料金算定に伴う総括表の「その他経費」には、何が含まれているのか？

47.　原料費調整制度における料金の調整はどのようにするのですか？

48.　原料費調整を計算する場合の端数処理の方法を具体的に教えてください。

49.　原料費調整制度の指標となる平均原料価格は、上限バンドは１６０％と設定されていますが、下限の設定がないのは何故でしょうか？

50.　自由化団地です。原料価格の高騰により料金が上限バンドに制約され固定されている状況です。どうすれば良いですか？

51.　実取引では「CP 価格」等が使用されますが、原料費調整では何故「ＣＩＦ価格」を使用するのですか？

52.　ＣＩＦ価格の速報値、確報値、確定値はどういう違いがあるのですか？

53.　自由化団地です。原料価格の算定指標に「CP・MB」を導入しても良いか？

54.　毎年５月検針分の平均原料価格において、一般ガス事業者とコミュニティーガス事業者のプロパン平均原料価格に差異がありますが、一般ガス事業者とコミュニティーガス事業者とで平均原料価格の算出方法は異なるのですか？

55.　法定報告書はどんな種類がありますか？それぞれ提出期限についても教えて下さい。また、新たに提出することになった供給計画について、記入方法等を教えてください。

56.　ガス事業生産動態統計調査票の記入のポイントについて教えてください？

57.　収支報告書は、どのようにして作成すればいいですか？

58.　コミュニティーガス事業によるガス供給は、特定商取引法の規制対象になりますか？

59.　料金に関する行政の定期的評価において、収支が赤字の事業者、もしくは長期に亘り料金を改定していない供給地点群を有する事業者が評価対象とされるようですが、どのように行政評価が行われ、また、どのような行政指導を受けるのですか？

60. 大震災が起きると、学校の校庭等に７０戸以上の仮設住宅が建設されるが、この場合はコミュニティーガス事業の許可を受ける必要がありますか？

ガス小売事業申請書・届出書記載例

目　次

Ⅰ．申請書・届出書様式集

Ⅱ．ガス小売事業の登録申請については、「資源エネルギー庁」ホームページ参照のこと

Ⅲ．申請書・変更届記載例（自由化団地用）

記載例１（様式４）　ガス小売事業変更登録申請書「供給地点群の増加（新設・譲受・せりあがり）」

記載例２（様式５）　ガス小売事業氏名等変更届出書「事業者の名称変更」

記載例３（様式５）　ガス小売事業氏名等変更届出書「事業者住所の変更」

記載例４（様式５）　ガス小売事業氏名等変更届出書「代表者氏名の変更」

記載例５（様式５）　ガス小売事業氏名等変更届出書「その他の営業所の名称・所在地の変更」

記載例６（様式５）　ガス小売事業氏名等変更届出書「電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽの変更」

記載例７（様式６）　ガス小売事業変更届出書「一部の供給地点群の減少・廃止」

記載例８（様式６）　ガス小売事業変更届出書「供給地点群の名称の変更」

記載例９（様式６）　ガス小売事業変更届出書「供給地点群の住所表記の変更」

記載例10（様式６）　ガス小売事業変更届出書「供給地点数（増加・減少）の変更」

記載例11（様式６）　ガス小売事業変更届出書「最大ガス需要の見込みの変更」

記載例12（様式６）　ガス小売事業変更届出書「供給能力の確保の見込みの変更」

記載例13（様式６）　ガス小売事業変更届出書「ガス工作物（調整装置等）の更新」

記載例14（様式６）　ガス小売事業変更届出書「導管（本支管）の内径.総延長、導管内におけるガス

圧力変更」

記載例 15（様式７）　ガス小売事業承継届出書「事業承継による供給地点群の増加」

記載例 16（様式８）　ガス小売事業休止（廃止）届出書「供給地点群消滅によるガス小売事業の休止または廃止」

記載例 17（様式９）　解散届出書「法人の解散によるガス小売事業の廃止」

記載例 18（様式１５）供給計画届出書「前年度末までに提出する定期報告」

記載例 19（様式１６）供給計画変更届出書「供給地点群に移動があった場合の随時報告」

記載例１　「供給地点群の増加（新設・譲受・せり上がり）」

様式第４（第８条関係）

大臣・局長の氏名に誤りのないように

ガス小売事業変更登録申請書

提出日を記載すること

令和〇年　〇月　〇日

経済産業大臣（〇〇経済産業局長／沖縄総合事務局長）

〇　〇　〇　〇　殿

住所　東京都港区芝大門一丁目１番 30 号

氏名　株式会社コミュニティーガス

代表取締役　　簡易　太郎

追加する供給地点群（団地）の名称・住所・供給地点数を記載すること

備考欄に変更事項を記載。譲受の場合は、譲渡側の事業者名を記載のこと。(〇〇㈱から譲受するもの)

ガス事業法第７条第１項の規定により、同法第４条第１項第３号から第５号までに掲げる事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

小売供給を行おうとする地域	供給地点群の名称：コミガス団地 供給地点の住所：別紙一覧表のとおり 供給地点の数：１４５地点		備考 供給地点群の追加（新設・譲受）
	変更前	変更後	
最大ガス需要が見込まれる月及び時間帯	月　時～　時	2 月　18　時～19　時	当該供給地点群が所在する地域においては、給湯等によるガス需要により需要がピークを迎えるのは２月の夜間になると考えられる（生産動態統計調査等によるモデルデータから最大ガス需要を算出）。
最大ガス需要の見込み	㎥/h	30.2 ㎥/h	
供給能力の確保の見込み	㎥/h	48.8 ㎥/h	

全ての供給地点の都道府県群市区町村字番地住居番号を記載した別紙を添付。本欄に全住所記載も可。特定製造所は供給地点に含めない

最大ガス需要の見込みは小数第２位を切上げ小数第１位までを記載。＊新設の場合、類似する既存団地の直近３年間で最も使用量の多かった月、使用量等により算出し、根拠資料を添付のこと。い号液化石油ガス換算係数（産気率）：(1) 北海道・青森・岩手・秋田；0.476 (2) 沖縄；0.507 (3)その他地区；0.488

ガス工作物（調整装置、もしくは気化装置）の能力により算出。小数第２位を切り捨て、小数第１位までを記載。
＊調整装置と気化装置が設置されている場合は低い方の能力を記載。

記載例１　「供給地点群の増加（新設・譲受・せり上がり）」

変更後の供給能力の確保の見込みの内訳

（１）自社ガス発生設備等

確保するガス発生能力の見込み	48.8 ㎥/h	換算係数 0.488 を使用。
自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込み	48.8 ㎥/h	

ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等

	設置の場所	種類 設備名	種類 原料名	使用開始日	ガス発生能力	能力別の数	供給能力の確保の見込み	備考
ガス発生設備								
特定ガス発生設備	東京都港区芝大門〇〇〇〇〇〇コミガス団地特定製造所	容器	LPG	令和〇年〇月〇日（工事着工日：令和〇年〇月〇日）	－	50kg×29本×2系列	100kg/h	能力別の選定根拠については、別紙「特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠」参照。
		調整装置			100 kg/h	1次側 100kg/h ×2 2次側 100kg/h ×1		
		気化装置		－	－	－		

ガス工作物（調整装置もしくは気化装置）の能力により算出。小数第２位を切り捨て、小数第１位までを記載。調整装置と気化装置が設置されている場合は低い方の能力を記載。

旧簡易ガスの場合は、原則として同じ値となる。

〇「設置の場所」には・特定製造所の住所・名称を記載。
〇特定製造所が２か所以上の場合、設置場所・設備名・原料名・使用開始日・能力別の数は、特定製造所ごとに記載し、ガス発生能力・供給能力確保の見込みは全ての特定製造所の合算値を記載すること。

新設などガス工作物の工事を行う場合は、使用開始日に設備の工事着工日も記載すること。
＊工事を行う場合は、工事着工日の60日以上前に申請のこと。

調整装置が１組の場合は「×2」と記載

供給能力
100kg ×0.488=48.8 ㎥
能力は、単位は異なるが合わせる。

- 「特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠」を必ず添付。
- 特定製造所が２か所以上あり、全ての導管が接続され一体化している場合、「特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠」は１枚にまとめること。
- 特定製造所が２か所以上あり、特定製造所が独立している場合は、特定製造所毎に作成した選定根拠に加え、合算値による選定根拠を作成のこと。

＊安全率1.3もしくは1.5において供給能力が不足する場合、別途説明書類を提出すること。

記載例１　「供給地点群の増加（新設・譲受・せり上がり）」

	設置の場所	種類		使用開始日	圧力及び容積	能力別の数	供給能力の確保の見込み	備考
		設備名	原料名					
ガスホルダー								

内径・総延長については、素材毎の記載は不要。内径毎に全ての素材の合算値を記載。

導管の設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

導管	設置の場所	内径	総延長	導管内のガスの圧力	備考
	申請書に添付されている導管の設置の状況を記載した図面参照	100A 75A 50A	340m 639m 1,560m	2.2kpa～ 3.2kpa	

供給地点の数が確認でき、特定製造所の位置を示した導管図（導管内径、総延長が確認できるもの）を指す。

ガス小売供給約款、指定旧供給地点小売供給約款等に記載しているガスの圧力と一致させること。

（２）相対契約

確保する契約ガス発生能力の見込み	m^3/h
相対契約による供給能力の確保の見込み	m^3/h

旧簡易ガスの場合、該当しないのが一般的。

契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等

事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約ガス発生能力	供給能力の確保の見込み	備考

変更年月日	令和〇年〇月〇日
ガス小売事業の登録年月日及び登録番号	平成 29 年 4 月 1 日　D1234
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	電話番号：03-5405-2215 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：info-to@jcga-page.or.jp

増加する供給地点群（団地）におけるガス小売事業の開始予定日を記載。
＊原則としてこの日付の 60 日以上前に申請。工事が伴う場合は工事着工日の 60 日以上前に申請。

みなしガス小売事業者は平成 29 年 4 月 1 日

登録している番号、アドレスを記載
（担当者の連絡先と異なる場合あり）

備考　様式第１の備考１から１３までと同様とすること。

記載例１　「供給地点群の増加（新設・譲受・せり上がり）」

添付書類

○ 供給地点住所を別紙とした場合の「別紙一覧表」
（記載例　下図参照）
＊特定製造所は地点に含めないため住所一覧には記載しないこと

○ 変更理由書（記載例　下図参照）

○ 供給地点群（団地）の位置を明示した国土地理院発行の縮尺５万分の１の地形図

○ 導管図（供給地点数が把握でき、特定製造所の位置を示した導管内径・総延長が確認できるもの）

○ ガス主任技術者の履歴書
＊ガス主任技術者免状の写しを添付すること

○ 特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠
＊ピーク月１地点あたり平均ガス需要量算出根拠添付

○ 変更後の「ガス小売事業遂行体制説明書」（様式第２）

○ 変更後の「苦情等処理体制説明書」（様式第３）
（様式第２、第３については変更がある場合のみ、変更箇所に下線を引いて添付）

○ 直近の貸借対照表、損益計算書（当局から依頼のあった場合）

○ その他の書類（当局から依頼のあった場合）
・ガス供給同意書
・譲渡契約書の写し（団地を譲り受ける場合）

【添付書類に関しては、担当の局への事前相談で
あらかじめご確認くださいますようお願いします】

記載例１　「供給地点群の増加（新設・譲受・せり上がり）」

小売供給を行おうとする地域
（供給地点住所一覧）（例）

供給地点群の名称：コミガス団地
供給地点の数：145 地点
都道府県群市町村住居番号
東京都〇〇区〇〇町 1-1、2-1

変更理由書

変更理由書（例 新設）

弊社が営むガス小売事業について、以下のとおり新たな小売供給を行おうとする地域（供給地点群（団地））を新設するため、ガス小売事業変更登録を申請します。

供給地点群の名称：　コミガス団地
供給地点の所在地：　東京都〇〇区〇〇町〇〇
供給地点の数：　145 地点
変更予定年月日：　令和〇年〇月〇日

変更理由書（例 譲受）

下記の供給地点群について、〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇ガス株式会社から譲り受け、新たな小売供給を行おうとする団地を増加するため、ガス小売事業変更登録を申請いたします。

供給地点群の名称：　コミガス団地
供給地点の所在地：　東京都〇〇区〇〇町〇〇
供給地点の数：　145 地点
変更予定年月日：　令和〇年〇月〇日

記載例１　「供給地点群の増加（新設・譲受・せり上がり）」

変更理由書（例 せりあがり）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇ガス株式会社から集合住宅を譲り受けたことで、新たな小売供給を行おうとする団地を増加するため、ガス小売事業変更登録を申請いたします。

供給地点群の名称：　コミガス団地
供給地点の所在地：　東京都〇〇区〇〇町〇〇
供給地点の数：　145 地点
変更予定年月日：　令和〇年〇月〇日

記載例７　「一部の供給地点群の減少・廃止」

様式第６（第９条関係）

提出日を記載すること

大臣・局長の氏名に誤りのないように

ガス小売事業変更届出書

令和〇年　〇月　〇日

経済産業大臣（〇〇経済産業局長／沖縄総合事務局長）

〇　〇　〇　〇　　殿

減少する供給地点群（団地）の名称・住所・供給地点数を記載する。
供給地点群（団地の）減少の場合は、代表住所を一地点記載し、「ほか」とすることも可。
＊特定製造所は供給地点ではないため住所を記載しないこと。

住所　東京都港区芝大門一丁目１番 30 号
氏名　株式会社コミュニティーガス
代表取締役　　簡易　太郎

ガス事業法第７条第４項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

小売供給を行おうとする地域	供給地点群の名称：コミガス団地 供給地点の住所：別紙一覧表のとおり 供給地点の数：１４５地点		備考 供給地点群の減少（廃止）
	変更前	変更後	
最大ガス需要が見込まれる月及び時間帯	2 月　18　時～19　時	月　　時～	
最大ガス需要の見込み	30.2 ㎥/h	㎥/h	
供給能力の確保の見込み	48.8 ㎥/h	㎥/h	

備考欄に変更事項を記載。
①廃止の場合
「供給地点群の減少（廃止）」
②譲渡の場合
「供給地点群の減少（〇〇㈱への供給地点群の譲渡）」
＊譲渡先を記載のこと

変更後の供給能力

（１）自社ガス発生設備等

確保するガス発生能力の見込み	㎥/h	
自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込み	㎥/h	

ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等

	設置の場所	種類		使用開始日	ガス発生能力	能力別の数	供給能力の確保の見込み	備考
		設備名	原料名					
ガス発生設備								

記載例７　「一部の供給地点群の減少・廃止」

の確保の見込みの内訳

特定ガス発生設備								
	設置の場所	種類		使用開始日	圧力及び容積	能力別の数	供給能力の確保の見込み	備考
		設備名	原料名					
ガスホルダー								

「変更後の供給能力の見込みの内訳」の欄は全て空欄
＊規則で定められている様式であるため行を削除せず空欄とすること。

導管の設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力					
導管	設置の場所	内径	総延長	導管内のガスの圧力	備考
	申請書に添付されている導管の設置の状況を記載した図面参照				

（２）相対契約

確保する契約ガス発生能力の見込み	m^3/h
相対契約による供給能力の確保の見込み	m^3/h

契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等

事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約ガス発生能力	供給能力の確保の見込み	備考

変更年月日	令和〇年〇月〇日
ガス小売事業の登録年月日及び登録番号	平成 29 年 4 月 1 日　D1234
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	電話番号：03-5405-2215 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：info-to@jcga-page.or.jp

廃止日もしくは譲渡日を記載する。
＊譲渡日は、譲受側の変更予定年月日と一致するよう調整をする。

みなしガス小売事業者は
平成 29 年 4 月 1 日

登録している番号、アドレスを記載（担当者の連作先と異なる場合あり。）

備考　様式第１の備考１から１３までと同様とすること。

記載例７　「一部の供給地点群の減少・廃止」

〇添付書類
・変更理由書（記載例　下図参照）
・需要家への周知文書の写し
・譲渡の場合は、「譲渡譲受契約書」（写）など

変更理由書（譲渡の例）

弊社が営むガス小売事業について、以下の供給地点群（団地）を〇〇株式会社に譲渡しましたので、小売供給を行おうとする地域（供給地点群（団地））の減少について届出をします。

譲渡した供給地点群の名称：コミガス団地
譲渡した供給地点の所在地：東京都港区
譲渡した供給地点の数：〇〇地点
譲渡年月日：令和〇年〇月〇日

変更理由書（地点の一部を譲渡の例）

弊社が営むガス小売事業について、以下の供給地点群（団地）の一部の集合住宅を〇〇株式会社に譲渡したため、供給地点数が 70 を下回り、法第 2 条の定義を満たさないことから、当該団地のガス小売事業廃止に伴うガス小売事業変更届出書を提出するものです。

譲渡した供給地点群の名称：コミガス団地
譲渡した供給地点の所在地：東京都港区
譲渡した供給地点の数：〇〇地点
譲渡年月日：令和〇年〇月〇日

記載例７　「一部の供給地点群の減少・廃止」

変更理由書（地点の減少による廃止の例）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に所在する「〇〇団地」は、昭和（平成、令和）〇年〇月〇日に簡易ガス事業の許可（ガス小売事業の登録）を受け、同年〇月〇日から当社にてガス供給をしております。

同団地は、居住者の高齢化に伴う退去が進み、建替え需要も乏しい環境から空地や空き家が多数存在しております。また、他事業者の攻勢により燃料転換も発生し、現在のガス小売供給件数は、145 地点のうち 50 地点に留まっている現状であります。

以上の通り、供給地点数が 70 を下回り、法第 2 条の定義を満たさないことから、当該団地のガス小売事業廃止に伴うガス小売事業変更届出書を提出するものです。

廃止した供給地点群の名称：〇〇団地
廃止した供給地点の所在地：東京都港区〇〇町〇〇
廃止した供給地点の数：〇〇地点
廃止年月日：令和〇年〇月〇日

変更理由書（取り壊しによる地点減少の例）

弊社が営むガス小売事業について、〇〇団地が取り壊しにより供給地点数が 70 戸未満（50 戸になり液石法に基づき供給）となりましたので、以下のとおり小売供給を行おうとする地域（供給地点群（団地））の廃止について届出をするものです。

廃止した供給地点群の名称：〇〇団地
廃止した供給地点の所在地：東京都港区〇〇町〇〇
廃止した供給地点の数：〇〇地点
廃止年月日：令和〇年〇月〇日

2022年度
第4回業務委員会
資料№9-1

ウィズガス

全国親子クッキングコンテスト
ぜんこくおやこ



記念誌

第1回 ▸ 第15回

2007 ▸ 2021

ウィズガスCLUB

はじめに

私たちウィズガスCLUBは住宅生産団体連合会、キッチン・バス工業会、日本ガス石油機器工業会、
日本ガス体エネルギー普及促進協議会の4団体より設立した企業団体連合（コンソーシアム）です。

ウィズガスCLUB主催の『ウィズガス全国親子クッキングコンテスト』は偏った栄養摂取、
朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など子供たちの健康を取り巻く問題等の課題に対し
何か貢献できることはないかと考え、2007年から始動しました。
審査委員の先生方、学校や行政関係者のみなさまと連携しながら、
本コンテストを通じて“食”の楽しさ、大切さ、親子の絆などを訴求・推進して参りました。

15年間の実績として、総勢46万組を超える親子にご参加いただき、
各種メディアにも取り上げていただくなど、
前述の課題解決の一助となれたのではないかと実感しております。
また、これまでの活動を通じてコンテストのみならず、食に関する様々な活動が発足するなど、
日本全国の食育推進にも寄与できたのではないかと考えております。

上記実績・成果等から、本コンテストは一定の役割を果たしたと考え
誠に残念ではございますが終了させていただくこととなりました。
『ウィズガス全国親子クッキングコンテスト』終了にあたり、
関わっていただいた全てのみなさまへの感謝の気持ちを込め、記念誌としてまとめさせていただきました。

今後ともウィズガスCLUBの活動にご支援賜りますようお願い申し上げます。

INDEX

ウィズガスCLUB 4団体の会長からの謝辞 …… 00

ウィズガス全国親子クッキングコンテスト概要 …… 00

審査委員の方々へのインタビュー …… 00
- 審査委員長　服部 幸應 様 …… 00
- 審査委員　田中 健一郎 様 …… 00
- 審査委員　曽我部 多美 様 …… 00

ウィズガス全国親子クッキングコンテスト 全国大会結果
- 第1回（2007年度） …… 00
- 第2回（2008年度） …… 00
- 第3回（2009年度） …… 00
- 第4回（2010年度） …… 00
- 第5回（2011年度） …… 00
- 第6回（2012年度） …… 00
- 第7回（2013年度） …… 00
- 第8回（2014年度） …… 00
- 第9回（2015年度） …… 00
- 第10回（2016年度） …… 00
- 第11回（2017年度） …… 00
- 第12回（2018年度） …… 00
- 第13回（2019年度） …… 00
- 第14回（2020年度） …… 00
- 第15回（2021年度） …… 00

コンテスト出場者 その後をインタビュー
- 佐藤 麻子さん・花音さん親子　第5回 グランプリ（ウィズガスCLUB賞） …… 00
- 犬島 梨乃さん　第3回 準グランプリ（キッチン・バス工業会賞） … 00

Go!ガステナブル

2022年度
第4回業務委員会
資料№9-2

親子クッキングコンテスト記念冊子
～今後のスケジュールと購入方法について～

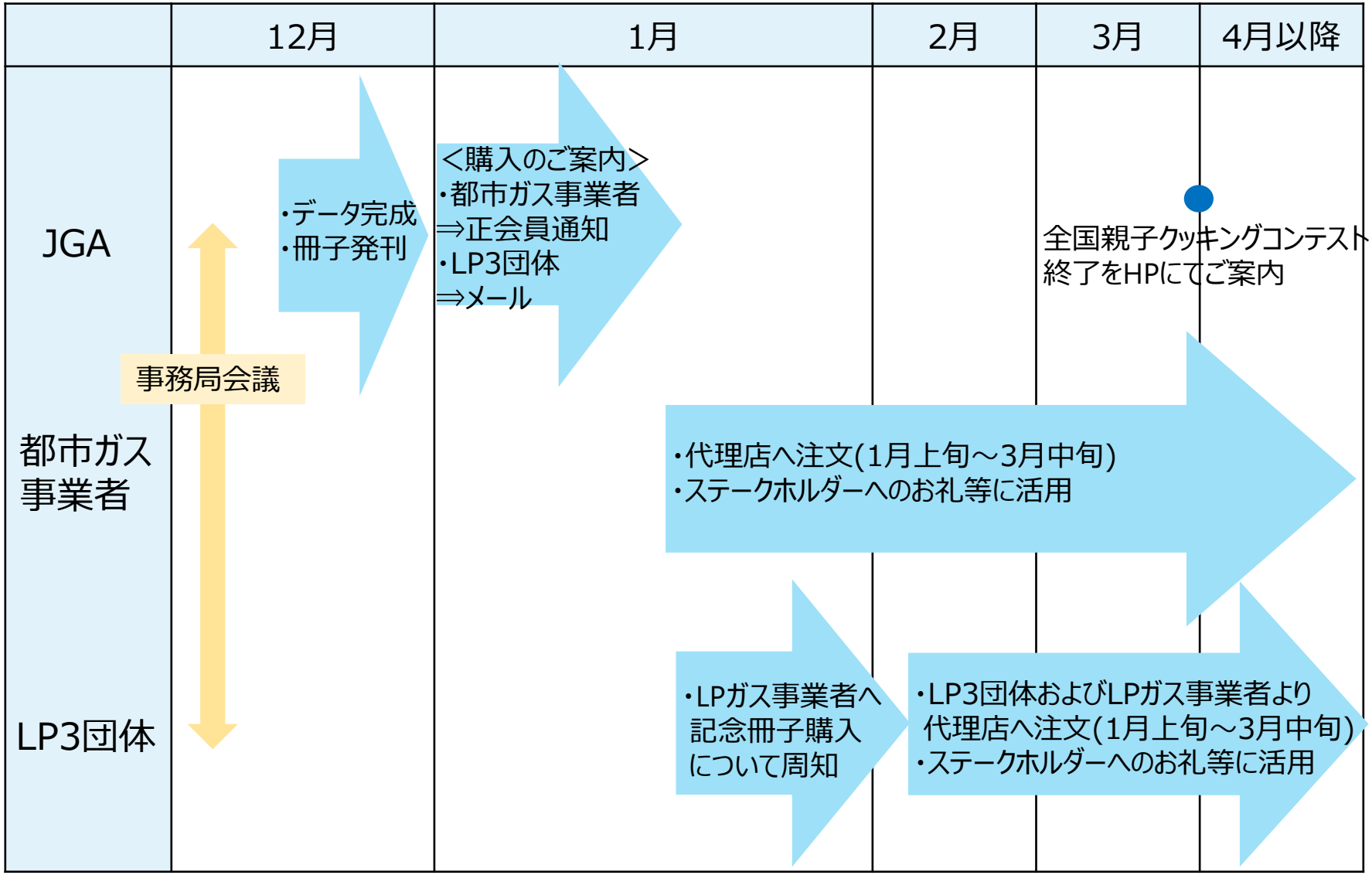
- 記念冊子について本日頂いたご意見を踏まえ12月中旬頃校了予定
- 購入期間については1月上旬～3月中旬までとし、発注については専用の申込書を代理店へ送付いただきたい
- 追加販売等の予定はないため、上記期間内に数に余裕を持たせた購入をお願いしたい

2022年12月5日
一般社団法人日本ガス協会
普及部 業務推進グループ

© 2022 The Japan Gas Association

今後のスケジュール

- 年内完成後、1月上旬に購入方法についてご案内。(販売期間：１月上旬～3月中旬)
- ステークホルダーへのお礼等にご活用頂きたい。



© 2022 The Japan Gas Association

記念冊子購入について

- 価格は1冊300円(税別)で10冊単位での販売
- 代理店(株式会社ジェイツウ様)に直接申込用紙を送付し、注文頂きたい

1.内容体裁	A4サイズ /フルカラー印刷/ 44P
2.価格	**３００円／1冊（税別）【10部単位での申込】** ・梱包料金：１包（15部まで）500円（税別） 発送料金： 中国、四国　梱包数 ×1,500円（税別） 北海道、九州　梱包数 ×2,000円（税別） 沖　縄　梱包数 ×2,200円（税別） 50部、100部単位の梱包料金・発送料金について確認中
3.販売期間	**1月上旬～3月中旬(販売開始時期は追ってご連絡)** ・1回目締切：2023年1月31日(火) ・2回目締切：2023年2月28日(火) ・3回目締切：2023年3月15日(水) ※各回申込〆切から約7日後に発送します。
4.申込方法	専用の申込用紙にて、下記の代理店へ**メール又はFAX**で直接お申込みください。 ※申込要領や申込用紙は正会員通知およびメールにて展開致します。 申込先　：株式会社ジェイツウ（担当：吉田様） 住所　：東京都江東区牡丹1-12-7　エムズハウス101（〒135－0046） メール　：t-yoshida@j2000.co.jp ＦＡＸ　：03－5875－9932 問合せ先　：メールまたはＴＥＬ（0120－500－156）まで
5.支払方法	株式会社大広様よりご請求させていただきますので、請求書に記載の口座にお振込みくださいますようお願いいたします。各回の申込〆切からおよそ２週間後を目途に郵送いたします。

© 2022 The Japan Gas Association

参考：申込用紙

お申込日：　　年　　月　　日

■申込先
株式会社ジェイツウ（担当：吉田）
E-mail ：t-yoshida@j2000.co.jp
FAX ：０３－５８７５－９９３２

「ウィズガス全国親子クッキングコンテスト記念誌」申込書

〈お申込者情報〉

事業者名					
申込担当	部署名				
	担当者名				
	TEL／FAX	TEL.		FAX.	
	E－mail				
	住所	〒			
請求先 ※申込担当宛と異なる場合は記載して下さい	部署名				
	担当者名				
	TEL／FAX	TEL.		FAX.	
	E－mail				
	住所	〒			
※請求書発行のために必要となります	お支払いサイト	毎月		締め	払い
発送先 ※申込担当宛と異なる場合は記載して下さい	部署名				
	担当者名				
	TEL／FAX	TEL.		FAX.	
	E－mail				
※宛先を別紙提出での対応も可能です	住所	〒			

申込〆切　【1回目】２０２３年１月３１日(火)まで【2回目】２０２３年２月２８日(火)まで【最終３回目】２０２３年３月１５日(水)まで

お申込内容	単価		お申込数		お申込金額	消費税	合計金額
ウィズガス全国親子クッキングコンテスト記念誌 お申込みは10部単位	1部	300 円		部	0 円	0 円	0 円

※別途、梱包料・送料がかかります
※お申込いただいた記念誌は、各回の申込〆切から約７日後を目処に発送いたします。

© 2022 The Japan Gas Association

以上

© 2022 The Japan Gas Association

2022年度
第4回業務委員会
資料№10-1

2022/12/7

ENEOSグローブ株式会社

事業用原料の需給・価格動向について（海外マーケット動向）

1.当面の原油動向

11月の原油市況は下落。中国主要都市で新型コロナウイルス感染者数が過去最高を記録。当局は厳格なゼロコロナ政策の維持を表明しており、世界最大の原油輸入国である中国の原油需要の減少が懸念された。主要都市では大規模な抗議活動が続いており、当局の対応に注目が集まる。また、主要７カ国（G7）がロシア産原油については、取引価格の上限を１バレル＄６０とする措置を開始した。各国とも日本が参画するロシアの資源開発事業「サハリン２」から産出される原油は対象外としている。当該原油は、ＬＮＧ随伴で産出されるもので、搬出できなくなるとＬＮＧの生産へも多大な影響が出るため日本が各国に適用除外を求めていた。

($/BBL)	8月	9月	10月	11月	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/5	11月対比
WTI	91.5	83.8	87.0	84.4	77.2	78.2	80.6	81.2	80.0	79.6	(▲4.8)
BRENT	97.7	90.6	93.6	90.9	83.2	83.0	85.4	86.9	85.6	82.7	(▲8.2)
OMAN	97.0	90.6	90.7	86.5	76.7	80.6	79.0	81.4	81.1	80.9	(▲5.6)

2.ＬＰＧ（ＣＰ）の動向

１２月ＣＰは、Ｐ：＄６５０、Ｂ：＄６５０で推移。
１２月積みカーゴについては、サウジアラムコ（サウジアラビア）・アドノック（ＵＡＥ）のアクセプタンスが高在庫を理由に前倒しされた模様。とくに、アドノックはプロパン高在庫に直面しているようでプロパンリッチカーゴの引き取り手に積みレンジの前倒しを通知した模様。同じく１２月積みカーゴでＱＰが実施した入札は、韓国輸入業者が落札した模様。１月積みカーゴについては買い手が中東産ガス各社のアクセプタンス待ちの状況で商談入りに焦りはない。

【ＬＰＧ価格推移（ＣＰ）】

＄／トン

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロパン	2020FY	230	340	350	360	365	365	375	430	450	550	605	625
	（ＡＬ等価比）	75%	219%	172%	125%	102%	98%	108%	130%	127%	136%	134%	123%
	2021FY	560	495	530	620	660	665	800	870	795	740	775	895
	（ＡＬ等価比）	104%	94%	95%	103%	108%	112%	129%	127%	119%	120%	108%	116%
	2022FY	940	850	750	725	670	650	590	610	650			
	（ＡＬ等価比）	101%	96%	85%	75%	75%	75%	71%	77%	92%			
ブタン	2020FY	240	340	330	340	345	355	385	440	460	530	585	595
	（ＡＬ等価比）	80%	222%	165%	120%	98%	97%	111%	135%	132%	133%	131%	119%
	2021FY	530	475	525	620	655	665	795	830	750	710	775	920
	（ＡＬ等価比）	100%	91%	95%	105%	108%	114%	130%	123%	114%	117%	110%	121%
	2022FY	960	860	750	725	660	630	560	610	650			
	（ＡＬ等価比）	104%	98%	86%	76%	74%	73%	69%	78%	93%			

【スポット市況】

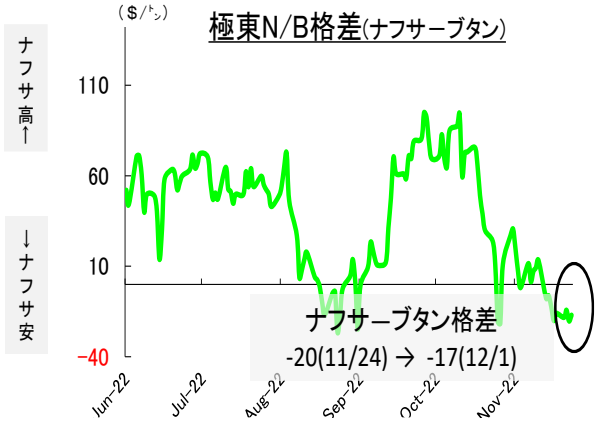
＄／トン

		11月平均	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/5	11月対比
ＣＦＲ日本	P	698	688	688	687	684	654	638	(▲60)
	B	698	688	688	687	684	654	638	(▲60)
米国	P	440	406	407	403	393	366	362	(▲78)
	B	453	429	430	431	447	438	436	(▲17)
＝参考＝									
極東ナフサ	$/トン	699	670	674	667	686	670	-	######
タンカー(中東-日本)	$/トン	133.4	137.9	137.9	138.4	140.3	142.1	142.6	(+9.2)

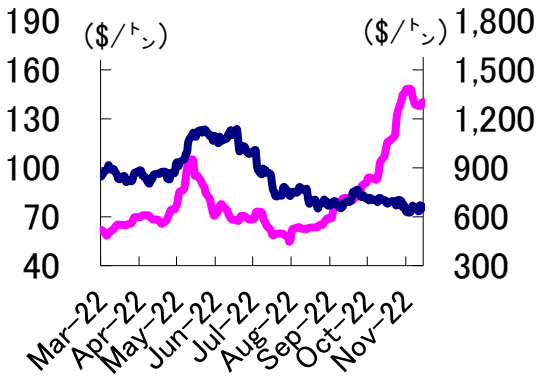
3.ＬＰＧフレート動向

中東フレートは、サウジアラムコ・アドノック等のスポット販売に伴う船腹需要拡大を受け、月間を通して上昇した。とくにインド勢の旺盛な需要に引っ張られ、中東積み船腹需給が引き締まった。パナマ運河での滞船日数は１０月から長期化しており、滞船が２０日以上となるケースもでてきている。また、インドでの揚地待ちでの滞船も長期化したことが、１２月前半の米国船需要にも影響が出ている。原油価格の下落を受けて、バンカーは下落したものの用船需要が活発なことから引き続きフレートは高値で推移する模様。

【ナフサ／ブタン格差】



【タンカー市況】



ピンク（左軸）：フレート

紺（右軸）：バンカー（適合油）

2022年度
第4回業務委員会
資料№10-2

原 料 価 格 推 移 表

年・月	プロパン価格(円) 10㎥ 小売価格	プロパン価格(円) 10kg 卸売価格	CIF価格(速報・プロパン) 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 円／トン	為替レート 対前月比	為替レート 円／ドル	FOB価格(CP・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(CP・ドル／トン) プロパン	対前月比	ブタン	FOB価格(MB・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(MB・ドル／トン) プロパン	対CP
2020年1月			+4,365	54,926	+0.14	110.38	+125	565	+135	590	−21	258	−307
(R 2年)2月	7,890	1,230	−1,332	53,594	+0.60	110.98	−60	505	−45	545	−50	208	−297
3月			−7,771	45,823	−2.57	108.41	−75	430	−65	480	−4	204	−226
4月	7,893	1,155	−8,762	37,061	+0.55	108.96	−200	230	−240	240	−36	168	−62
5月			−1,937	35,124	−0.61	108.35	+110	340	+100	340	0	168	−172
6月	7,845	1,077	+411	35,535	+0.20	108.55	+10	350	−10	330	+44	212	−138
7月			+2,832	38,367	−0.71	107.84	+10	360	+10	340	+44	256	−104
8月	7,846	1,108	+1,382	39,749	−0.79	107.05	+5	365	+5	345	+2	258	−107
9月			−191	39,558	−0.29	106.76	0	365	+10	355	+13	271	−94
10月	7,836	1,107	+936	40,494	−0.49	106.27	+10	375	+25	380	−14	257	−118
11月			+3,982	44,476	−0.86	105.41	+55	430	+60	440	+13	270	−160
12月	7,844	1,165	+3,020	47,496	−0.57	104.84	+20	450	+20	460	+15	285	−165
2021年1月			+9,222	56,718	−0.15	104.69	+100	550	+70	530	+50	335	−215
(R 3年)2月	7,876	1,301	+4,741	61,459	+1.68	106.37	+55	605	+55	585	+117	452	−153
3月			+4,432	65,891	+3.26	109.63	+20	625	+10	595	+15	467	−158
4月	7,941	1,355	+191	66,082	+0.51	110.14	−65	560	−65	530	+13	480	−80
5月			−3,451	62,631	+0.06	110.20	−65	495	−55	475	−44	436	−59
6月	7,952	1,319	+214	62,845	+0.93	111.13	+35	530	+50	525	−9	427	−103
7月			+6,221	69,066	+0.18	111.31	+90	620	+95	620	+77	504	−116
8月	7,982	1,412	+5,190	74,256	−0.46	110.85	+40	660	+35	655	+63	567	−93
9月			+1,991	76,247	+0.32	111.17	+5	665	+10	665	+10	577	−88
10月	8,099	1,520	+11,129	87,376	+2.94	114.11	+135	800	+130	795	+96	673	−127
11月			+9,668	97,044	+1.03	115.14	+70	870	+35	830	+80	753	−117
12月	8,323	1,660	−5,414	91,630	−0.26	114.88	−75	795	−40	790	−97	656	−139
2022年1月			−3,075	88,555	+0.97	115.85	−55	740	−80	710	−119	537	−203
(R 4年)2月	8,436	1,612	+159	88,714	+0.37	116.22	+35	775	+65	775	+69	606	−169
3月			+10,069	98,783	+3.31	119.53	+120	895	+145	920	+72	678	−217
4月	8,558	1,756	+9,412	108,195	+7.45	126.98	+45	940	+40	960	+64	742	−198
5月			+5,646	113,841	+2.83	129.81	−90	850	−100	860	−68	674	−176
6月	8,789	1,758	−7,490	106,351	+5.12	134.93	−100	750	−110	750	−35	639	−111
7月			+1,641	107,992	+2.86	137.79	−25	725	−25	725	−7	632	−93
8月	8,814	1,712	−10,020	97,972	−1.55	136.24	−55	670	−65	660	−35	597	−73
9月			+2,267	100,239	+7.85	144.09	−20	650	−30	630	−25	572	−78
10月	8,819		−5,866	94,373	+4.10	148.19	−60	590	−70	560	−54	518	−72
11月					−4.71	143.48	+20	610	+50	610	−95	442	−168
12月							+40	650	+40	650	−2	440	−210

(注) 1. 小売価格は、「経済産業省モニター調査」の全国平均値である。平成15年10月以降は、隔月発表の石油情報センターの資料による。
2. 卸売り価格は、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターの資料による。(H3．9以降隔月調査に変更)
3. 「CIF価格」は、財務省貿易統計の速報値である。

2022/12/2

一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　業務部

〔CIF価格〕

財務省貿易統計

※基準平均原料価格は平成21年4月以降に認可申請又は届出された地点群に適用される値です。

	CIF速報			CIF確報			基準平均原料価格			上限バンド	
	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	参照期間			(円/t)	
2020年1月	804,917	44,210,823	54,926	804,917	43,133,656	53,588	2019年8月	～	2019年10月	42,150	67,440
2020年2月	834,043	44,700,011	53,594	834,043	44,742,153	53,645	2019年9月	～	2019年11月	43,220	69,150
2020年3月	861,995	39,499,481	45,823	861,995	38,188,165	44,302	2019年10月	～	2019年12月	47,280	75,650
2020年4月	755,695	28,006,898	37,061	755,695	28,185,143	37,297	2019年11月	～	2020年1月	50,720	81,150
2020年5月	801,921	28,166,279	35,124	801,921	28,290,998	35,279	2019年12月	～	2020年2月	52,510	84,020
2020年6月	503,136	17,878,931	35,535	503,136	17,855,643	35,489	2020年1月	～	2020年3月	50,930	81,490
2020年7月	754,202	28,936,295	38,367	754,202	29,053,010	38,522	2020年2月	～	2020年4月	45,250	72,400
2020年8月	497,940	19,792,485	39,749	497,940	19,797,399	39,759	2020年3月	～	2020年5月	39,070	62,510
2020年9月	615,671	24,354,838	39,558	615,671	24,475,331	39,754	2020年4月	～	2020年6月	36,080	57,730
2020年10月	579,920	23,483,056	40,494	579,920	24,236,525	41,793	2020年5月	～	2020年7月	36,460	58,340
2020年11月	566,010	25,173,811	44,476	566,010	25,252,153	44,614	2020年6月	～	2020年8月	38,000	60,800
2020年12月	723,614	34,368,680	47,496	723,614	34,368,680	47,496	2020年7月	～	2020年9月	39,190	62,700
2021年1月	974,126	55,250,749	56,718	974,126	54,658,647	56,110	2020年8月	～	2020年10月	40,010	64,020
2021年2月	956,586	58,790,558	61,459	956,586	59,304,245	61,996	2020年9月	～	2020年11月	41,940	67,100
2021年3月	900,142	59,311,489	65,891	900,142	59,236,948	65,808	2020年10月	～	2020年12月	44,850	71,760
2021年4月	715,436	47,277,698	66,082	715,436	46,797,591	65,411	2020年11月	～	2021年1月	50,740	81,180
2021年5月	666,873	41,766,713	62,631	666,873	41,883,947	62,806	2020年12月	～	2021年2月	55,690	89,100
2021年6月	636,436	39,997,059	62,845	636,436	40,061,154	62,946	2021年1月	～	2021年3月	61,210	97,940
2021年7月	519,476	35,878,161	69,066	519,476	35,825,787	68,965	2021年2月	～	2021年4月	64,470	103,150
2021年8月	534,179	39,666,139	74,256	534,179	39,636,686	74,201	2021年3月	～	2021年5月	64,760	103,620
2021年9月	633,069	48,269,673	76,247	633,069	48,978,098	77,366	2021年4月	～	2021年6月	63,740	101,980
2021年10月	695,530	60,772,692	87,376	695,530	61,236,067	88,042	2021年5月	～	2021年7月	64,640	103,420
2021年11月	781,805	75,869,727	97,044	781,805	75,477,054	96,542	2021年6月	～	2021年8月	68,370	109,390
2021年12月	802,992	73,578,270	91,630	802,992	73,578,270	91,630	2021年7月	～	2021年9月	73,360	117,380
2022年1月	873,416	77,345,509	88,555	873,416	77,512,700	88,747	2021年8月	～	2021年10月	80,200	128,320
2022年2月	888,946	78,862,166	88,714	888,946	79,200,115	89,094	2021年9月	～	2021年11月	88,170	141,070
2022年3月	982,993	97,102,956	98,783	982,993	97,125,910	98,806	2021年10月	～	2021年12月	92,220	147,550
2022年4月	679,203	73,486,457	108,195	679,203	73,493,806	108,206	2021年11月	～	2022年1月	92,100	147,360
2022年5月	821,093	93,474,150	113,841	821,093	93,154,492	113,452	2021年12月	～	2022年2月	89,640	143,420
2022年6月	690,584	73,444,345	106,351	690,584	73,377,002	106,254	2022年1月	～	2022年3月	92,450	147,920
2022年7月	553,623	59,786,588	107,992	553,623	59,117,087	106,782	2022年2月	～	2022年4月	97,920	156,670
2022年8月	732,313	71,746,394	97,972	732,313	71,546,158	97,699	2022年3月	～	2022年5月	106,350	170,160
2022年9月	687,977	68,962,268	100,239	687,977	68,606,612	99,722	2022年4月	～	2022年6月	109,590	175,340
2022年10月	571,762	53,958,643	94,373				2022年5月	～	2022年7月	109,580	175,330
2022年11月							2022年6月	～	2022年8月	103,330	165,330
2022年12月							2022年7月	～	2022年9月	101,130	161,810
2023年1月							2022年8月	～	2022年10月	97,440	155,900
2023年2月							2022年9月	～	2022年11月		
2023年3月							2022年10月	～	2022年12月		

2022年度
第4回業務委員会
資料№11

2023年度　本部年間主要行事予定表（案）

2022年11月16日 現在
一般社団法人日本コミュニティーガス協会

		定時総会	理　事　会	常任理事会	業務委員会	技術委員会	事務局会議	そ　の　他　委　員　会
2022年度	2023年１月		１９	１９	１８	１７		１９　総務委員会
	２月						２２	
	３月		１７	１７	８	９		１７　総務委員会・保安委員会
2023年度	４月							
	５月		１２	１２	１０	１１		１２　表彰選考委員会・総務委員会・（正副会長会議）
	６月	１５	１５	１５			１６	
	７月				５	６		
	８月							
	９月		２１～２２	２１～２２				
	１０月				＊１２～１３	＊２６～２７		
	１１月		１０or１７	１０or１７			２２	１０ｏｒ１７　総務委員会
	１２月				６	７		
	2024年１月		１９	１９	１９	１９		１９　総務委員会
	２月						１６	
	３月		１５	１５	６	７		１５　総務委員会・保安委員会

（注）１．　*印は地方開催を示す。
［開催地］ *理事会、常任理事会：東海　　*業務委員会：中国　　*技術委員会：東北
２．　現在、確定しているものは、＿＿＿＿で示した。
３．　２０２３年度経済産業大臣表彰式は、２０２３年１１月９日（木）開催予定。
１１月開催の理事会等諸会議は、「ガス保安功労者経済産業大臣表彰式」の日程により、変更があり得る。

2022年度
第4回業務委員会
参考資料12-1

2022/12/5

2022年8月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

出典：ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比（%）	当月末	前年同月末	増減	前年比（%）	当月末	前年同月末	増減	前年比（%）	当月末	前年同月末	増減	前年比（%）	当月末	前年同月末	増減	前年比（%）
北海道	341	341	0	0.0%	141,060	140,923	137	0.1%	98,467	98,883	▲ 416	▲0.4%	81,783	82,636	▲ 853	▲1.0%	80,475	81,312	▲ 837	▲1.0%
東北	596	601	▲ 5	▲0.8%	153,266	154,757	▲ 1,491	▲1.0%	113,702	114,303	▲ 601	▲0.5%	92,628	93,948	▲ 1,320	▲1.4%	91,344	92,661	▲ 1,317	▲1.4%
関東	2,044	2,061	▲ 17	▲0.8%	519,370	522,050	▲ 2,680	▲0.5%	376,738	379,599	▲ 2,861	▲0.8%	321,224	324,235	▲ 3,011	▲0.9%	318,189	321,164	▲ 2,975	▲0.9%
中部	654	649	5	0.8%	174,942	174,080	862	0.5%	127,682	127,696	▲ 14	▲0.0%	108,067	107,635	432	0.4%	107,458	107,013	445	0.4%
北陸	276	279	▲ 3	▲1.1%	58,688	59,076	▲ 388	▲0.7%	38,269	38,677	▲ 408	▲1.1%	28,519	28,920	▲ 401	▲1.4%	28,272	28,645	▲ 373	▲1.3%
近畿	993	1,000	▲ 7	▲0.7%	214,471	215,901	▲ 1,430	▲0.7%	153,053	154,681	▲ 1,628	▲1.1%	119,680	120,979	▲ 1,299	▲1.1%	118,911	120,196	▲ 1,285	▲1.1%
中国	594	604	▲ 10	▲1.7%	137,706	139,660	▲ 1,954	▲1.4%	93,594	94,793	▲ 1,199	▲1.3%	75,168	76,592	▲ 1,424	▲1.9%	74,718	76,134	▲ 1,416	▲1.9%
四国	349	350	▲ 1	▲0.3%	71,933	71,566	367	0.5%	56,652	56,884	▲ 232	▲0.4%	42,935	43,162	▲ 227	▲0.5%	42,841	43,065	▲ 224	▲0.5%
九州	1,173	1,180	▲ 7	▲0.6%	302,434	303,279	▲ 845	▲0.3%	228,257	229,535	▲ 1,278	▲0.6%	190,851	192,929	▲ 2,078	▲1.1%	189,801	191,871	▲ 2,070	▲1.1%
沖縄	203	196	7	3.6%	34,397	33,516	881	2.6%	33,755	32,873	882	2.7%	30,003	29,349	654	2.2%	29,980	29,327	653	2.2%
全国	7,223	7,261	▲ 38	▲0.5%	1,808,267	1,814,808	▲ 6,541	▲0.4%	1,320,169	1,327,924	▲ 7,755	▲0.6%	1,090,858	1,100,385	▲ 9,527	▲0.9%	1,081,989	1,091,388	▲ 9,399	▲0.9%

※新規地点群　地点群…　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比（%）
北海道	293,758	63,556	357,314	292,363	72,710	365,073	1,395	0.5%	▲ 9,154	▲12.6%	▲ 7,759	▲2.1%	3.7	3.6	0.1	2.8%
東北	505,759	132,187	637,946	532,756	146,686	679,442	▲ 26,997	▲5.1%	▲ 14,499	▲9.9%	▲ 41,496	▲6.1%	5.5	5.7	▲ 0.2	▲3.5%
関東	1,775,610	222,890	1,998,500	1,995,166	227,096	2,222,262	▲ 219,556	▲11.0%	▲ 4,206	▲1.9%	▲ 223,762	▲10.1%	5.6	6.2	▲ 0.6	▲9.7%
中部	583,414	52,594	636,008	640,121	62,129	702,250	▲ 56,707	▲8.9%	▲ 9,535	▲15.3%	▲ 66,242	▲9.4%	5.4	6.0	▲ 0.6	▲10.0%
北陸	122,777	21,335	144,112	134,426	22,260	156,686	▲ 11,649	▲8.7%	▲ 925	▲4.2%	▲ 12,574	▲8.0%	4.3	4.7	▲ 0.4	▲8.5%
近畿	569,927	47,922	617,849	613,598	49,242	662,840	▲ 43,671	▲7.1%	▲ 1,320	▲2.7%	▲ 44,991	▲6.8%	4.8	5.1	▲ 0.3	▲5.9%
中国	333,851	33,013	366,864	387,533	30,070	417,603	▲ 53,682	▲13.9%	2,943	9.8%	▲ 50,739	▲12.2%	4.5	5.1	▲ 0.6	▲11.8%
四国	193,426	5,406	198,832	227,149	6,198	233,347	▲ 33,723	▲14.8%	▲ 792	▲12.8%	▲ 34,515	▲14.8%	4.5	5.3	▲ 0.8	▲15.1%
九州	836,782	89,791	926,573	938,029	96,461	1,034,490	▲ 101,247	▲10.8%	▲ 6,670	▲6.9%	▲ 107,917	▲10.4%	4.4	4.9	▲ 0.5	▲10.2%
沖縄	123,636	4,448	128,084	133,196	2,312	135,508	▲ 9,560	▲7.2%	2,136	92.4%	▲ 7,424	▲5.5%	4.1	4.5	▲ 0.4	▲8.9%
全国	5,338,940	673,142	6,012,082	5,894,337	715,164	6,609,501	▲ 555,397	▲9.4%	▲ 42,022	▲5.9%	▲ 597,419	▲9.0%	4.9	5.4	▲ 0.5	▲9.3%

当月平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	22.7	▲0.2℃
仙台	25.1	0.2℃
東京	27.5	0.1℃
名古屋	28.5	0.7℃
富山	27.4	0.5℃
大阪	29.5	1.4℃
広島	29.2	1.8℃
高松	29.8	2.0℃
福岡	29.8	2.3℃
那覇	29.9	1.2℃
全国	27.9℃	1.0℃

参考　2022年8月の一般ガス事業のガス販売量実績

出典：経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比（%）
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,613	26,410	203	0.8%
	商業用他	1,198	1,194	4	0.3%
	計	27,811	27,604	207	0.8%

		当月	前年同月	増減	前年比（%）
ガス販売量（千㎥）	家庭用	368,151	412,700	▲ 44,549	▲10.8%
	商業用他	2,769,512	2,673,046	96,467	3.6%
	計	3,137,663	3,085,746	51,918	1.7%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年8月分コミュニティーガス事業
生産動態統計の概況

2022年度累計（4月-8月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典：ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2022年度累計(4月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年度累計(4月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年度累計(4月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年度累計(4月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年度累計(4月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	1,705	1,705	0	0.0%	705,412	704,931	481	0.1%	493,342	495,231	▲ 1,889	▲0.4%	410,181	414,625	▲ 4,444	▲1.1%	403,567	407,877	▲ 4,310	▲ 1.1%
東北	2,995	3,005	▲ 10	▲0.3%	768,295	774,119	▲ 5,824	▲0.8%	569,699	572,340	▲ 2,641	▲0.5%	464,474	471,182	▲ 6,708	▲1.4%	458,035	464,722	▲ 6,687	▲ 1.4%
関東	10,238	10,326	▲ 88	▲0.9%	2,599,305	2,612,679	▲ 13,374	▲0.5%	1,886,087	1,900,790	▲ 14,703	▲0.8%	1,609,742	1,625,408	▲ 15,666	▲1.0%	1,594,449	1,609,991	▲ 15,542	▲ 1.0%
中部	3,263	3,246	17	0.5%	873,562	870,446	3,116	0.4%	638,759	638,810	▲ 51	▲0.0%	540,087	538,140	1,947	0.4%	537,037	535,030	2,007	0.4%
北陸	1,380	1,402	▲ 22	▲1.6%	293,612	295,936	▲ 2,324	▲0.8%	191,811	194,196	▲ 2,385	▲1.2%	142,872	145,381	▲ 2,509	▲1.7%	141,628	143,994	▲ 2,366	▲ 1.6%
近畿	4,974	5,000	▲ 26	▲0.5%	1,073,446	1,079,362	▲ 5,916	▲0.5%	766,419	774,164	▲ 7,745	▲1.0%	599,696	606,364	▲ 6,668	▲1.1%	595,820	602,444	▲ 6,624	▲ 1.1%
中国	2,991	3,019	▲ 28	▲0.9%	690,385	698,166	▲ 7,781	▲1.1%	470,261	475,311	▲ 5,050	▲1.1%	377,705	384,056	▲ 6,351	▲1.7%	375,447	381,750	▲ 6,303	▲ 1.7%
四国	1,745	1,751	▲ 6	▲0.3%	357,822	358,452	▲ 630	▲0.2%	283,332	285,026	▲ 1,694	▲0.6%	215,040	216,218	▲ 1,178	▲0.5%	214,567	215,731	▲ 1,164	▲ 0.5%
九州	5,871	5,902	▲ 31	▲0.5%	1,513,100	1,517,200	▲ 4,100	▲0.3%	1,142,638	1,149,258	▲ 6,620	▲0.6%	956,417	966,350	▲ 9,933	▲1.0%	951,161	961,068	▲ 9,907	▲ 1.0%
沖縄	1,014	978	36	3.7%	171,863	167,395	4,468	2.7%	168,661	164,212	4,449	2.7%	149,274	146,641	2,633	1.8%	149,161	146,534	2,627	1.8%
全国	36,176	36,334	▲ 158	▲0.4%	9,046,802	9,078,686	▲ 31,884	▲0.4%	6,611,009	6,649,338	▲ 38,329	▲0.6%	5,465,488	5,514,365	▲ 48,877	▲0.9%	5,420,872	5,469,141	▲ 48,269	▲ 0.9%

※新規地点群　累計　　地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2022年度累計(4月-8月)			前年同期			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2022年度累計(4月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	2,364,191	442,129	2,806,320	2,563,153	480,971	3,044,124	▲ 198,962	▲7.8%	▲ 38,842	▲8.1%	▲ 237,804	▲7.8%	5.9	6.3	▲ 0.4	▲6.3%
東北	3,837,561	594,601	4,432,162	4,014,276	593,547	4,607,823	▲ 176,715	▲4.4%	1,054	0.2%	▲ 175,661	▲3.8%	8.4	8.6	▲ 0.2	▲2.3%
関東	14,892,355	1,201,369	16,093,724	15,582,892	1,140,314	16,723,206	▲ 690,537	▲4.4%	61,055	5.4%	▲ 629,482	▲3.8%	9.3	9.7	▲ 0.4	▲4.1%
中部	4,870,196	264,344	5,134,540	5,252,024	256,015	5,508,039	▲ 381,828	▲7.3%	8,329	3.3%	▲ 373,499	▲6.8%	9.1	9.8	▲ 0.7	▲7.1%
北陸	983,843	126,481	1,110,324	1,067,939	125,636	1,193,575	▲ 84,096	▲7.9%	845	0.7%	▲ 83,251	▲7.0%	6.9	7.4	▲ 0.5	▲6.8%
近畿	4,896,831	266,720	5,163,551	5,279,778	262,183	5,541,961	▲ 382,947	▲7.3%	4,537	1.7%	▲ 378,410	▲6.8%	8.2	8.8	▲ 0.6	▲6.8%
中国	2,911,776	136,122	3,047,898	3,223,460	133,629	3,357,089	▲ 311,684	▲9.7%	2,493	1.9%	▲ 309,191	▲9.2%	7.8	8.4	▲ 0.6	▲7.1%
四国	1,555,438	29,245	1,584,683	1,695,363	27,485	1,722,848	▲ 139,925	▲8.3%	1,760	6.4%	▲ 138,165	▲8.0%	7.2	7.9	▲ 0.7	▲8.9%
九州	6,855,421	393,023	7,248,444	7,377,606	398,692	7,776,298	▲ 522,185	▲7.1%	▲ 5,669	▲1.4%	▲ 527,854	▲6.8%	7.2	7.7	▲ 0.5	▲6.5%
沖縄	850,176	15,505	865,681	843,891	11,290	855,181	6,285	0.7%	4,215	37.3%	10,500	1.2%	5.7	5.8	▲ 0.1	▲1.7%
全国	44,017,788	3,469,539	47,487,327	46,900,382	3,429,762	50,330,144	▲ 2,882,594	▲6.1%	39,777	1.2%	▲ 2,842,817	▲5.6%	8.1	8.6	▲ 0.5	▲5.8%

2022年度累計(4月-8月) 平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	17.3	▲0.0℃
仙台	19.7	0.1℃
東京	22.4	0.3℃
名古屋	23.3	0.7℃
富山	21.9	0.9℃
大阪	23.8	0.7℃
広島	23.6	0.8℃
高松	23.7	0.8℃
福岡	24.1	0.6℃
那覇	26.5	0.1℃
全国	22.6	0.5

参考　2022年度(4月－8月)累計　一般ガス事業のガス販売量実績

出典：経産省HP

		当年4月－2022.8月	前年同期	増　減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	133,062	132,150	912	0.7%
	商業用他	6,014	5,996	18	0.3%
	計	139,076	138,147	930	0.7%

		当年4月－2022.8月	前年同期	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	3,147,536	3,250,732	▲ 103,196	▲ 3.2%
	商業用他	12,559,902	12,007,653	552,249	4.6%
	計	15,707,438	15,258,385	449,053	2.9%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年累計（1月-8月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典：ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2022年累計(1月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-8月)	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	2,728	2,730	▲ 2	▲0.1%	1,128,535	1,128,074	461	0.0%	789,768	793,098	▲ 3,330	▲0.4%	657,212	664,726	▲ 7,514	▲1.1%	646,533	653,797	▲ 7,264	▲ 1.1%
東北	4,790	4,808	▲ 18	▲0.4%	1,229,638	1,238,935	▲ 9,297	▲0.8%	911,520	915,896	▲ 4,376	▲0.5%	743,803	754,578	▲ 10,775	▲1.4%	733,465	744,208	▲ 10,743	▲ 1.4%
関東	16,397	16,538	▲ 141	▲0.9%	4,161,062	4,182,557	▲ 21,495	▲0.5%	3,020,474	3,044,873	▲ 24,399	▲0.8%	2,578,588	2,604,947	▲ 26,359	▲1.0%	2,554,039	2,580,217	▲ 26,178	▲ 1.0%
中部	5,211	5,194	17	0.3%	1,396,344	1,393,277	3,067	0.2%	1,021,422	1,022,938	▲ 1,516	▲0.1%	863,289	861,883	1,406	0.2%	858,393	856,914	1,479	0.2%
北陸	2,208	2,243	▲ 35	▲1.6%	469,929	473,323	▲ 3,394	▲0.7%	306,977	310,887	▲ 3,910	▲1.3%	228,710	232,203	▲ 3,493	▲1.5%	226,723	229,983	▲ 3,260	▲ 1.4%
近畿	7,966	8,004	▲ 38	▲0.5%	1,718,543	1,730,022	▲ 11,479	▲0.7%	1,227,939	1,239,945	▲ 12,006	▲1.0%	961,028	971,996	▲ 10,968	▲1.1%	954,802	965,698	▲ 10,896	▲ 1.1%
中国	4,791	4,831	▲ 40	▲0.8%	1,106,108	1,117,178	▲ 11,070	▲1.0%	753,413	761,434	▲ 8,021	▲1.1%	605,512	615,450	▲ 9,938	▲1.6%	601,893	611,740	▲ 9,847	▲ 1.6%
四国	2,794	2,802	▲ 8	▲0.3%	572,561	573,578	▲ 1,017	▲0.2%	453,933	456,281	▲ 2,348	▲0.5%	343,886	346,346	▲ 2,460	▲0.7%	343,125	345,564	▲ 2,439	▲ 0.7%
九州	9,409	9,429	▲ 20	▲0.2%	2,423,492	2,426,251	▲ 2,759	▲0.1%	1,830,479	1,838,296	▲ 7,817	▲0.4%	1,532,392	1,547,272	▲ 14,880	▲1.0%	1,523,972	1,538,846	▲ 14,874	▲ 1.0%
沖縄	1,614	1,558	56	3.6%	273,999	267,109	6,890	2.6%	268,873	262,034	6,839	2.6%	238,165	234,619	3,546	1.5%	237,988	234,449	3,539	1.5%
全国	57,908	58,137	▲ 229	▲0.4%	14,480,211	14,530,304	▲ 50,093	▲0.3%	10,584,798	10,645,682	▲ 60,884	▲0.6%	8,752,585	8,834,020	▲ 81,435	▲0.9%	8,680,933	8,761,416	▲ 80,483	▲ 0.9%

※新規地点群　累計　　地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2022年累計(1月-8月)			前年同月累計			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2022年累計(1月-8月)	前年同月累計	増減	前年比(%)
北海道	5,253,752	1,081,868	6,335,620	5,497,446	1,162,421	6,659,867	▲ 243,694	▲4.4%	▲ 80,553	▲6.9%	▲ 324,247	▲4.9%	8.1	8.4	▲ 0.3	▲3.6%
東北	7,374,374	1,200,652	8,575,026	7,658,114	1,170,998	8,829,112	▲ 283,740	▲3.7%	29,654	2.5%	▲ 254,086	▲2.9%	10.1	10.3	▲ 0.2	▲1.9%
関東	30,710,101	2,367,400	33,077,501	31,512,043	2,196,674	33,708,717	▲ 801,942	▲2.5%	170,726	7.8%	▲ 631,216	▲1.9%	12.0	12.2	▲ 0.2	▲1.6%
中部	10,460,616	514,031	10,974,647	10,789,830	482,126	11,271,956	▲ 329,214	▲3.1%	31,905	6.6%	▲ 297,309	▲2.6%	12.2	12.6	▲ 0.4	▲3.2%
北陸	1,991,168	224,411	2,215,579	2,104,123	228,553	2,332,676	▲ 112,955	▲5.4%	▲ 4,142	▲1.8%	▲ 117,097	▲5.0%	8.8	9.1	▲ 0.3	▲3.3%
近畿	10,234,358	478,646	10,713,004	10,636,938	463,520	11,100,458	▲ 402,580	▲3.8%	15,126	3.3%	▲ 387,454	▲3.5%	10.7	11.0	▲ 0.3	▲2.7%
中国	6,305,041	280,692	6,585,733	6,667,358	279,919	6,947,277	▲ 362,317	▲5.4%	773	0.3%	▲ 361,544	▲5.2%	10.5	10.9	▲ 0.4	▲3.7%
四国	3,191,130	50,710	3,241,840	3,370,334	47,108	3,417,442	▲ 179,204	▲5.3%	3,602	7.6%	▲ 175,602	▲5.1%	9.3	9.8	▲ 0.5	▲5.1%
九州	14,395,437	675,428	15,070,865	14,983,717	679,773	15,663,490	▲ 588,280	▲3.9%	▲ 4,345	▲0.6%	▲ 592,625	▲3.8%	9.4	9.7	▲ 0.3	▲3.1%
沖縄	1,594,382	22,888	1,617,270	1,600,848	19,110	1,619,958	▲ 6,466	▲0.4%	3,778	19.8%	▲ 2,688	▲0.2%	6.7	6.8	▲ 0.1	▲1.5%
全国	91,510,359	6,896,726	98,407,085	94,820,751	6,730,202	101,550,953	▲ 3,310,392	▲3.5%	166,524	2.5%	▲ 3,143,868	▲3.1%	10.5	10.8	▲ 0.3	▲2.8%

2022年累計（1月-8月）平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	10.5	▲0.0℃
仙台	13.6	▲0.4℃
東京	16.6	▲0.6℃
名古屋	17.0	▲0.2℃
富山	15.3	0.0℃
大阪	17.7	▲0.1℃
広島	17.4	0.0℃
高松	17.5	▲0.0℃
福岡	18.3	▲0.3℃
那覇	23.5	▲0.0℃
全国	16.7	▲0.2℃

参考　2022年(1月－8月)累計　一般ガス事業のガス販売量実績

		当年1月－8月	前年同期	増　減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	212,547	211,200	1,346	0.6%
	商業用他	9,647	9,626	20	0.2%
	計	222,193	220,827	1,366	0.6%

出典：経産省HP

		当年1月－8月	前年同期	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	7,196,397	7,228,048	▲ 31,651	▲ 0.4%
	商業用他	21,553,838	20,499,014	1,054,823	5.1%
	計	28,750,235	27,727,063	1,023,172	3.7%

（41.8605MJ=1万kcal換算）　　（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年9月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2022/12/5

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	341	341	0	0.0%	140,962	140,895	67	0.0%	98,328	98,766	▲ 438	▲0.4%	81,646	82,515	▲ 869	▲1.1%	80,344	81,202	▲ 858	▲1.1%
東北	595	600	▲ 5	▲0.8%	153,200	154,389	▲ 1,189	▲0.8%	113,552	114,231	▲ 679	▲0.6%	92,285	93,840	▲ 1,555	▲1.7%	90,999	92,552	▲ 1,553	▲1.7%
関東	2,042	2,059	▲ 17	▲0.8%	519,156	521,892	▲ 2,736	▲0.5%	376,607	379,019	▲ 2,412	▲0.6%	320,189	323,796	▲ 3,607	▲1.1%	317,159	320,727	▲ 3,568	▲1.1%
中部	655	649	6	0.9%	175,024	174,084	940	0.5%	127,881	127,684	197	0.2%	107,984	107,601	383	0.4%	107,378	106,982	396	0.4%
北陸	276	279	▲ 3	▲1.1%	58,689	59,076	▲ 387	▲0.7%	38,238	38,655	▲ 417	▲1.1%	28,498	28,841	▲ 343	▲1.2%	28,252	28,567	▲ 315	▲1.1%
近畿	993	997	▲ 4	▲0.4%	214,357	215,526	▲ 1,169	▲0.5%	152,923	154,607	▲ 1,684	▲1.1%	119,413	120,848	▲ 1,435	▲1.2%	118,646	120,066	▲ 1,420	▲1.2%
中国	593	602	▲ 9	▲1.5%	137,551	139,513	▲ 1,962	▲1.4%	93,541	94,364	▲ 823	▲0.9%	74,961	76,315	▲ 1,354	▲1.8%	74,511	75,859	▲ 1,348	▲1.8%
四国	349	350	▲ 1	▲0.3%	71,963	71,566	397	0.6%	56,678	56,875	▲ 197	▲0.3%	42,782	43,162	▲ 380	▲0.9%	42,688	43,066	▲ 378	▲0.9%
九州	1,173	1,179	▲ 6	▲0.5%	302,432	303,134	▲ 702	▲0.2%	228,030	229,428	▲ 1,398	▲0.6%	190,670	192,665	▲ 1,995	▲1.0%	189,624	191,604	▲ 1,980	▲1.0%
沖縄	203	196	7	3.6%	34,397	33,517	880	2.6%	33,896	32,879	1,017	3.1%	29,722	29,294	428	1.5%	29,699	29,272	427	1.5%
全国	7,220	7,252	▲ 32	▲0.4%	1,807,731	1,813,592	▲ 5,861	▲0.3%	1,319,674	1,326,508	▲ 6,834	▲0.5%	1,088,150	1,098,877	▲ 10,727	▲1.0%	1,079,300	1,089,897	▲ 10,597	▲1.0%

※新規地点群　地点群…　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	297,279	59,115	356,394	298,096	55,510	353,606	▲ 817	▲0.3%	3,605	6.5%	2,788	0.8%	3.7	3.7	0.0	0.0%
東北	512,149	118,345	630,494	560,100	115,369	675,469	▲ 47,951	▲8.6%	2,976	2.6%	▲ 44,975	▲6.7%	5.6	6.1	▲ 0.5	▲8.2%
関東	1,758,058	213,499	1,971,557	2,075,242	192,560	2,267,802	▲ 317,184	▲15.3%	20,939	10.9%	▲ 296,245	▲13.1%	5.5	6.5	▲ 1.0	▲15.4%
中部	571,966	49,208	621,174	657,050	44,167	701,217	▲ 85,084	▲12.9%	5,041	11.4%	▲ 80,043	▲11.4%	5.3	6.1	▲ 0.8	▲13.1%
北陸	120,607	25,605	146,212	135,163	24,733	159,896	▲ 14,556	▲10.8%	872	3.5%	▲ 13,684	▲8.6%	4.3	4.7	▲ 0.4	▲8.5%
近畿	538,123	46,908	585,031	653,438	49,162	702,600	▲ 115,315	▲17.6%	▲ 2,254	▲4.6%	▲ 117,569	▲16.7%	4.5	5.4	▲ 0.9	▲16.7%
中国	333,797	27,701	361,498	412,149	25,608	437,757	▲ 78,352	▲19.0%	2,093	8.2%	▲ 76,259	▲17.4%	4.5	5.4	▲ 0.9	▲16.7%
四国	186,598	5,446	192,044	227,533	5,786	233,319	▲ 40,935	▲18.0%	▲ 340	▲5.9%	▲ 41,275	▲17.7%	4.4	5.3	▲ 0.9	▲17.0%
九州	835,623	84,940	920,563	996,069	91,794	1,087,863	▲ 160,446	▲16.1%	▲ 6,854	▲7.5%	▲ 167,300	▲15.4%	4.4	5.2	▲ 0.8	▲15.4%
沖縄	119,305	3,101	122,406	126,927	2,283	129,210	▲ 7,622	▲6.0%	818	35.8%	▲ 6,804	▲5.3%	4.0	4.3	▲ 0.3	▲7.0%
全国	5,273,505	633,868	5,907,373	6,141,767	606,972	6,748,739	▲ 868,262	▲14.1%	26,896	4.4%	▲ 841,366	▲12.5%	4.9	5.6	▲ 0.7	▲12.5%

当月平均気温		
	出典:気象庁	前年比
札幌	19.8	1.0℃
仙台	22.2	1.4℃
東京	24.4	2.1℃
名古屋	26.1	2.0℃
富山	23.9	0.9℃
大阪	26.2	1.4℃
広島	26	1.0℃
高松	26.1	1.0℃
福岡	25.7	▲0.2℃
那覇	28.3	▲0.5℃
全国	24.9℃	1.0℃

参考　2022年9月の一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,605	26,403	203	0.8%
	商業用他	1,196	1,194	2	0.2%
	計	27,801	27,596	205	0.7%

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	365,864	414,072	▲ 48,208	▲11.6%
	商業用他	2,647,754	2,442,269	205,485	8.4%
	計	3,013,618	2,856,341	157,277	5.5%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年9月分コミュニティーガス事業
生産動態統計の概況

2022年度累計（4月-9月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典：ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2022年度累計(4月-9月)	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計(4月-9月)	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計(4月-9月)	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計(4月-9月)	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計(4月-9月)	前年同期	増減	前年比（%）
北海道	2,046	2,046	0	0.0%	846,374	845,826	548	0.1%	591,670	593,997	▲ 2,327	▲0.4%	491,827	497,140	▲ 5,313	▲1.1%	483,911	489,079	▲ 5,168	▲ 1.1%
東北	3,590	3,605	▲ 15	▲0.4%	921,495	928,508	▲ 7,013	▲0.8%	683,251	686,571	▲ 3,320	▲0.5%	556,759	565,022	▲ 8,263	▲1.5%	549,034	557,274	▲ 8,240	▲ 1.5%
関東	12,280	12,385	▲ 105	▲0.8%	3,118,461	3,134,571	▲ 16,110	▲0.5%	2,262,694	2,279,809	▲ 17,115	▲0.8%	1,929,931	1,949,204	▲ 19,273	▲1.0%	1,911,608	1,930,718	▲ 19,110	▲ 1.0%
中部	3,918	3,895	23	0.6%	1,048,586	1,044,530	4,056	0.4%	766,640	766,494	146	0.0%	648,071	645,741	2,330	0.4%	644,415	642,012	2,403	0.4%
北陸	1,656	1,681	▲ 25	▲1.5%	352,301	355,012	▲ 2,711	▲0.8%	230,049	232,851	▲ 2,802	▲1.2%	171,370	174,222	▲ 2,852	▲1.6%	169,880	172,561	▲ 2,681	▲ 1.6%
近畿	5,967	5,997	▲ 30	▲0.5%	1,287,803	1,294,888	▲ 7,085	▲0.5%	919,342	928,771	▲ 9,429	▲1.0%	719,109	727,212	▲ 8,103	▲1.1%	714,466	722,510	▲ 8,044	▲ 1.1%
中国	3,584	3,621	▲ 37	▲1.0%	827,936	837,679	▲ 9,743	▲1.2%	563,802	569,675	▲ 5,873	▲1.0%	452,666	460,371	▲ 7,705	▲1.7%	449,958	457,609	▲ 7,651	▲ 1.7%
四国	2,094	2,101	▲ 7	▲0.3%	429,785	430,018	▲ 233	▲0.1%	340,010	341,901	▲ 1,891	▲0.6%	257,822	259,380	▲ 1,558	▲0.6%	257,255	258,797	▲ 1,542	▲ 0.6%
九州	7,044	7,081	▲ 37	▲0.5%	1,815,532	1,820,334	▲ 4,802	▲0.3%	1,370,668	1,378,686	▲ 8,018	▲0.6%	1,147,087	1,159,015	▲ 11,928	▲1.0%	1,140,785	1,152,672	▲ 11,887	▲ 1.0%
沖縄	1,217	1,174	43	3.7%	206,260	200,912	5,348	2.7%	202,557	197,091	5,466	2.8%	178,996	175,935	3,061	1.7%	178,860	175,806	3,054	1.7%
全国	43,396	43,586	▲ 190	▲0.4%	10,854,533	10,892,278	▲ 37,745	▲0.3%	7,930,683	7,975,846	▲ 45,163	▲0.6%	6,553,638	6,613,242	▲ 59,604	▲0.9%	6,500,172	6,559,038	▲ 58,866	▲ 0.9%

※新規地点群　累計　　地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2022年度累計(4月-9月)			前年同期			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2022年度累計(4月-9月)	前年同期	増減	前年比（%）
北海道	2,661,470	501,244	3,162,714	2,861,249	536,481	3,397,730	▲ 199,779	▲7.0%	▲ 35,237	▲6.6%	▲ 235,016	▲6.9%	5.5	5.9	▲ 0.4	▲6.8%
東北	4,349,710	712,946	5,062,656	4,574,376	708,916	5,283,292	▲ 224,666	▲4.9%	4,030	0.6%	▲ 220,636	▲4.2%	7.9	8.2	▲ 0.3	▲3.7%
関東	16,650,413	1,414,868	18,065,281	17,658,134	1,332,874	18,991,008	▲ 1,007,721	▲5.7%	81,994	6.2%	▲ 925,727	▲4.9%	8.7	9.1	▲ 0.4	▲4.4%
中部	5,442,162	313,552	5,755,714	5,909,074	300,182	6,209,256	▲ 466,912	▲7.9%	13,370	4.5%	▲ 453,542	▲7.3%	8.4	9.2	▲ 0.8	▲8.7%
北陸	1,104,450	152,086	1,256,536	1,203,102	150,369	1,353,471	▲ 98,652	▲8.2%	1,717	1.1%	▲ 96,935	▲7.2%	6.5	7.0	▲ 0.5	▲7.1%
近畿	5,434,954	313,628	5,748,582	5,933,216	311,345	6,244,561	▲ 498,262	▲8.4%	2,283	0.7%	▲ 495,979	▲7.9%	7.6	8.2	▲ 0.6	▲7.3%
中国	3,245,573	163,823	3,409,396	3,635,609	159,237	3,794,846	▲ 390,036	▲10.7%	4,586	2.9%	▲ 385,450	▲10.2%	7.2	7.9	▲ 0.7	▲8.9%
四国	1,742,036	34,691	1,776,727	1,922,896	33,271	1,956,167	▲ 180,860	▲9.4%	1,420	4.3%	▲ 179,440	▲9.2%	6.8	7.4	▲ 0.6	▲8.1%
九州	7,691,044	477,963	8,169,007	8,373,675	490,486	8,864,161	▲ 682,631	▲8.2%	▲ 12,523	▲2.6%	▲ 695,154	▲7.8%	6.7	7.3	▲ 0.6	▲8.2%
沖縄	969,481	18,606	988,087	970,818	13,573	984,391	▲ 1,337	▲0.1%	5,033	37.1%	3,696	0.4%	5.4	5.5	▲ 0.1	▲1.8%
全国	49,291,293	4,103,407	53,394,700	53,042,149	4,036,734	57,078,883	▲ 3,750,856	▲7.1%	66,673	1.7%	▲ 3,684,183	▲6.5%	7.6	8.1	▲ 0.5	▲6.2%

2022年度累計(4月-9月) 平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	17.7	0.1℃
仙台	20.1	0.3℃
東京	22.7	0.5℃
名古屋	23.8	0.9℃
富山	22.2	0.8℃
大阪	24.2	0.8℃
広島	24.0	0.9℃
高松	24.1	0.8℃
福岡	24.4	0.5℃
那覇	26.8	0.0℃
全国	23.0	0.6

参考　2022年度(4月－9月)累計　一般ガス事業のガス販売量実績

出典：経産省HP

		当年4月－2022.9月	前年同期	増減	前年比（%）
お客さま件数（千戸）	家庭用	159,667	158,553	1,114	0.7%
	商業用他	7,210	7,190	20	0.3%
	計	166,877	165,743	1,134	0.7%

		当年4月－2022.9月	前年同期	増減	前年比（%）
ガス販売量（千㎥）	家庭用	3,513,400	3,664,804	▲ 151,404	▲ 4.1%
	商業用他	15,207,656	14,449,922	757,734	5.2%
	計	18,721,056	18,114,726	606,330	3.3%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年累計（1月-9月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典：ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2022年累計(1月-9月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-9月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-9月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-9月)	前年同期	増減	前年比(%)	2022年累計(1月-9月)	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	3,069	3,071	▲ 2	▲0.1%	1,269,497	1,268,969	528	0.0%	888,096	891,864	▲ 3,768	▲0.4%	738,858	747,241	▲ 8,383	▲1.1%	726,877	734,999	▲ 8,122	▲ 1.1%
東北	5,385	5,408	▲ 23	▲0.4%	1,382,838	1,393,324	▲ 10,486	▲0.8%	1,025,072	1,030,127	▲ 5,055	▲0.5%	836,088	848,418	▲ 12,330	▲1.5%	824,464	836,760	▲ 12,296	▲ 1.5%
関東	18,439	18,597	▲ 158	▲0.8%	4,680,218	4,704,449	▲ 24,231	▲0.5%	3,397,081	3,423,892	▲ 26,811	▲0.8%	2,898,777	2,928,743	▲ 29,966	▲1.0%	2,871,198	2,900,944	▲ 29,746	▲ 1.0%
中部	5,866	5,843	23	0.4%	1,571,368	1,567,361	4,007	0.3%	1,149,303	1,150,622	▲ 1,319	▲0.1%	971,273	969,484	1,789	0.2%	965,771	963,896	1,875	0.2%
北陸	2,484	2,522	▲ 38	▲1.5%	528,618	532,399	▲ 3,781	▲0.7%	345,215	349,542	▲ 4,327	▲1.2%	257,208	261,044	▲ 3,836	▲1.5%	254,975	258,550	▲ 3,575	▲ 1.4%
近畿	8,959	9,001	▲ 42	▲0.5%	1,932,900	1,945,548	▲ 12,648	▲0.7%	1,380,862	1,394,552	▲ 13,690	▲1.0%	1,080,441	1,092,844	▲ 12,403	▲1.1%	1,073,448	1,085,764	▲ 12,316	▲ 1.1%
中国	5,384	5,433	▲ 49	▲0.9%	1,243,659	1,256,691	▲ 13,032	▲1.0%	846,954	855,798	▲ 8,844	▲1.0%	680,473	691,765	▲ 11,292	▲1.6%	676,404	687,599	▲ 11,195	▲ 1.6%
四国	3,143	3,152	▲ 9	▲0.3%	644,524	645,144	▲ 620	▲0.1%	510,611	513,156	▲ 2,545	▲0.5%	386,668	389,508	▲ 2,840	▲0.7%	385,813	388,630	▲ 2,817	▲ 0.7%
九州	10,582	10,608	▲ 26	▲0.2%	2,725,924	2,729,385	▲ 3,461	▲0.1%	2,058,509	2,067,724	▲ 9,215	▲0.4%	1,723,062	1,739,937	▲ 16,875	▲1.0%	1,713,596	1,730,450	▲ 16,854	▲ 1.0%
沖縄	1,817	1,754	63	3.6%	308,396	300,626	7,770	2.6%	302,769	294,913	7,856	2.7%	267,887	263,913	3,974	1.5%	267,687	263,721	3,966	1.5%
全国	65,128	65,389	▲ 261	▲0.4%	16,287,942	16,343,896	▲ 55,954	▲0.3%	11,904,472	11,972,190	▲ 67,718	▲0.6%	9,840,735	9,932,897	▲ 92,162	▲0.9%	9,760,233	9,851,313	▲ 91,080	▲ 0.9%

※新規地点群　累計　　地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2022年累計(1月-9月)			前年同月累計			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2022年累計(1月-9月)	前年同月累計	増減	前年比(%)
北海道	5,551,031	1,140,983	6,692,014	5,795,542	1,217,931	7,013,473	▲ 244,511	▲4.2%	▲ 76,948	▲6.3%	▲ 321,459	▲4.6%	7.6	7.9	▲ 0.3	▲3.8%
東北	7,886,523	1,318,997	9,205,520	8,218,214	1,286,367	9,504,581	▲ 331,691	▲4.0%	32,630	2.5%	▲ 299,061	▲3.1%	9.6	9.8	▲ 0.2	▲2.0%
関東	32,468,159	2,580,899	35,049,058	33,587,285	2,389,234	35,976,519	▲ 1,119,126	▲3.3%	191,665	8.0%	▲ 927,461	▲2.6%	11.3	11.6	▲ 0.3	▲2.6%
中部	11,032,582	563,239	11,595,821	11,446,880	526,293	11,973,173	▲ 414,298	▲3.6%	36,946	7.0%	▲ 377,352	▲3.2%	11.4	11.9	▲ 0.5	▲4.2%
北陸	2,111,775	250,016	2,361,791	2,239,286	253,286	2,492,572	▲ 127,511	▲5.7%	▲ 3,270	▲1.3%	▲ 130,781	▲5.2%	8.3	8.7	▲ 0.4	▲4.6%
近畿	10,772,481	525,554	11,298,035	11,290,376	512,682	11,803,058	▲ 517,895	▲4.6%	12,872	2.5%	▲ 505,023	▲4.3%	10.0	10.4	▲ 0.4	▲3.8%
中国	6,638,838	308,393	6,947,231	7,079,507	305,527	7,385,034	▲ 440,669	▲6.2%	2,866	0.9%	▲ 437,803	▲5.9%	9.8	10.3	▲ 0.5	▲4.9%
四国	3,377,728	56,156	3,433,884	3,597,867	52,894	3,650,761	▲ 220,139	▲6.1%	3,262	6.2%	▲ 216,877	▲5.9%	8.8	9.3	▲ 0.5	▲5.4%
九州	15,231,060	760,368	15,991,428	15,979,786	771,567	16,751,353	▲ 748,726	▲4.7%	▲ 11,199	▲1.5%	▲ 759,925	▲4.5%	8.9	9.2	▲ 0.3	▲3.3%
沖縄	1,713,687	25,989	1,739,676	1,727,775	21,393	1,749,168	▲ 14,088	▲0.8%	4,596	21.5%	▲ 9,492	▲0.5%	6.4	6.6	▲ 0.2	▲3.0%
全国	96,783,864	7,530,594	104,314,458	100,962,518	7,337,174	108,299,692	▲ 4,178,654	▲4.1%	193,420	2.6%	▲ 3,985,234	▲3.7%	9.9	10.2	▲ 0.3	▲2.9%

2022年累計（1月-9月）平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	11.5	0.1℃
仙台	14.5	▲0.2℃
東京	17.5	▲0.2℃
名古屋	18.0	0.0℃
富山	16.2	0.1℃
大阪	18.6	0.0℃
広島	18.4	0.2℃
高松	18.5	0.1℃
福岡	19.1	▲0.3℃
那覇	24.0	▲0.1℃
全国	17.6	▲0.0℃

参考　2022年(1月－9月)累計　一般ガス事業のガス販売量実績

		当年1月－9月	前年同期	増　減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	239,152	237,603	1,549	0.7%
	商業用他	10,843	10,820	22	0.2%
	計	249,994	248,423	1,571	0.6%

出典：経産省HP

		当年1月－9月	前年同期	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	7,562,262	7,642,120	▲ 79,859	▲ 1.0%
	商業用他	24,201,592	22,941,283	1,260,309	5.5%
	計	31,763,853	30,583,404	1,180,450	3.9%

（41.8605MJ=1万kcal換算）　　（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年度
第4回業務委員会
参考資料№12-2

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和４年８月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和４年８月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、６，０１２，０８２㎥となり、対前年同月比９１．０％、調定数は、対前年同月比９９．１％、平均販売量は、対前年同月比９１．８％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２２３（対前月より１２地点群減少、対前年同月比９９．５％）、１，８０８，２６７（対前月より１，１０８地点減少、対前年同月比９９．７％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２０，１６９個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，０９０，８５８件（対前年同月比９９．１％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３０８，５３３個、調定数は、１，０８１，９８９件である。
メーター取付数は、全体で対前月１，２６４個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月６１８件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、６，０１２，０８２㎥で、そのうち家庭用は、５，３３８，９４０㎥（構成比８８．８％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2021年8月	2022年8月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2022000808	202208	北海道局	100.48	97.87	4.42	4.37	98.9
2022000808	202208	東北局	94.93	93.89	7.23	6.89	95.23
2022000808	202208	関東局	89	89.93	6.85	6.22	90.77
2022000808	202208	中部局	91.14	90.57	6.52	5.89	90.21
2022000808	202208	北陸支局	91.33	91.98	5.42	5.05	93.27
2022000808	202208	近畿局	92.88	93.21	5.48	5.16	94.22
2022000808	202208	中国局	86.15	87.85	5.45	4.88	89.51
2022000808	202208	四国局	85.15	85.21	5.41	4.63	85.66
2022000808	202208	九州局	89.21	89.57	5.36	4.85	90.54
2022000808	202208	沖縄局	92.82	94.52	4.62	4.27	92.46
2022000808	202208	全　国	90.58	90.96	6.01	5.51	91.76

ガス事業生産動態統計集計表(令和４年８月分) 総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	596	2,044	654	276	993	594	349	1,173	203			7,223
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,060	153,266	519,370	174,942	58,688	214,471	137,706	71,933	302,434	34,397			1,808,267
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,358,151	8,715	6,366,866
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	958,392	1,291,211	4,120,227	1,308,905	291,892	1,298,447	770,994	462,409	1,988,605	242,095	12,703,390	29,787	12,733,177
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	34,106	0	0	0	0	0	0	0			34,106
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,562,096	35,873	5,597,969
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	37,434	3,057	40,491
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,510,372	4,459	6,514,831
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,414	112,005	372,891	126,948	37,889	152,086	93,049	56,492	227,037	33,722			1,308,533
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,458	0	0	0	0	0	0	0			3,458
		調定数	個	80,475	91,344	318,189	107,458	28,272	118,911	74,718	42,841	189,801	29,980			1,081,989
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,983	0	0	0	0	0	0	0			2,983
	商業用	取付数	個	1,557	1,368	3,439	566	289	693	279	137	673	18			9,019
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	918	1,004	2,684	468	175	568	226	74	599	13			6,729
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	496	329	408	168	91	274	266	23	547	15			2,617
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	390	280	351	141	72	201	224	20	451	10			2,140
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,467	113,702	376,738	127,682	38,269	153,053	93,594	56,652	228,257	33,755			1,320,169
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,475	0	0	0	0	0	0	0			3,475
		調定数	個	81,783	92,628	321,224	108,067	28,519	119,680	75,168	42,935	190,851	30,003			1,090,858
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,000	0	0	0	0	0	0	0			3,000
生産量 (販売量)	家庭用		m^3	293,758	505,759	1,775,610	583,414	122,777	569,927	333,851	193,426	836,782	123,636			5,338,940
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	36,888	0	0	0	0	0	0	0			36,888
	商業用		m^3	38,045	81,512	168,679	42,261	12,032	26,346	11,567	2,028	27,876	3,414			413,760
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	765	0	0	0	0	0	0	0			765
	その他		m^3	25,511	50,675	54,211	10,333	9,303	21,576	21,446	3,378	61,915	1,034			259,382
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	357,314	637,946	1,998,500	636,008	144,112	617,849	366,864	198,832	926,573	128,084			6,012,082
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	37,653	0	0	0	0	0	0	0			37,653

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和４年９月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和４年９月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、５，９０７，３７３㎥となり、対前年同月比８７．６％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比８８．４％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２２０（対前月より３地点群減少、対前年同月比９９．６％）、１，８０７，７３１（対前月より５３６地点減少、対前年同月比９９．７％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３１９，６７４個（対前年同月比９９．５％）、調定数は、１，０８８，１５０件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３０８，０５８個、調定数は、１，０７９，３００件である。
メーター取付数は、全体で対前月４９５個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月２，７０８件の減少（対前月比９９．８％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、５，９０７，３７３㎥で、そのうち家庭用は、５，２７３，５０５㎥（構成比８９．３％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2021年8月	2022年8月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2022000808	202208	北海道局	100.48	97.87	4.42	4.37	98.9
2022000808	202208	東北局	94.93	93.89	7.23	6.89	95.23
2022000808	202208	関東局	89	89.93	6.85	6.22	90.77
2022000808	202208	中部局	91.14	90.57	6.52	5.89	90.21
2022000808	202208	北陸支局	91.33	91.98	5.42	5.05	93.27
2022000808	202208	近畿局	92.88	93.21	5.48	5.16	94.22
2022000808	202208	中国局	86.15	87.85	5.45	4.88	89.51
2022000808	202208	四国局	85.15	85.21	5.41	4.63	85.66
2022000808	202208	九州局	89.21	89.57	5.36	4.85	90.54
2022000808	202208	沖縄局	92.82	94.52	4.62	4.27	92.46
2022000808	202208	全　国	90.58	90.96	6.01	5.51	91.76

ガス事業生産動態統計集計表(令和４年９月分) 総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	596	2,044	654	276	993	594	349	1,173	203			7,223
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,060	153,266	519,370	174,942	58,688	214,471	137,706	71,933	302,434	34,397			1,808,267
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,358,151	8,715	6,366,866
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	958,392	1,291,211	4,120,227	1,308,905	291,892	1,298,447	770,994	462,409	1,988,605	242,095	12,703,390	29,787	12,733,177
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	34,106	0	0	0	0	0	0	0			34,106
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,562,096	35,873	5,597,969
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	37,434	3,057	40,491
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,510,372	4,459	6,514,831
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,414	112,005	372,891	126,948	37,889	152,086	93,049	56,492	227,037	33,722			1,308,533
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,458	0	0	0	0	0	0	0			3,458
		調定数	個	80,475	91,344	318,189	107,458	28,272	118,911	74,718	42,841	189,801	29,980			1,081,989
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,983	0	0	0	0	0	0	0			2,983
	商業用	取付数	個	1,557	1,368	3,439	566	289	693	279	137	673	18			9,019
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	918	1,004	2,684	468	175	568	226	74	599	13			6,729
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	496	329	408	168	91	274	266	23	547	15			2,617
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	390	280	351	141	72	201	224	20	451	10			2,140
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,467	113,702	376,738	127,682	38,269	153,053	93,594	56,652	228,257	33,755			1,320,169
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,475	0	0	0	0	0	0	0			3,475
		調定数	個	81,783	92,628	321,224	108,067	28,519	119,680	75,168	42,935	190,851	30,003			1,090,858
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,000	0	0	0	0	0	0	0			3,000
生産量	家庭用		㎥	293,758	505,759	1,775,610	583,414	122,777	569,927	333,851	193,426	836,782	123,636			5,338,940
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	36,888	0	0	0	0	0	0	0			36,888
	商業用		㎥	38,045	81,512	168,679	42,261	12,032	26,346	11,567	2,028	27,876	3,414			413,760
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	765	0	0	0	0	0	0	0			765
	その他		㎥	25,511	50,675	54,211	10,333	9,303	21,576	21,446	3,378	61,915	1,034			259,382
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		㎥	357,314	637,946	1,998,500	636,008	144,112	617,849	366,864	198,832	926,573	128,084			6,012,082
	(うち圧縮天然)		㎥	0	0	37,653	0	0	0	0	0	0	0			37,653